

第13回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成18年3月4日(土) 14時00分

場所：WEST19 研修室A・B・C

委員長　　ちょっと空席が目立っているのが気になりますけども、時間も過ぎましたし、15名を超えましたので、第13回の条例検討委員会を始めてまいります。だいたい時間は5時ぐらいを目途にということになっております。この間はワーキンググループで6時半から始めたら11時半までかかってしまったということがございますので、ぜひ熱心なご議論をお願い致します。今日はそのワーキンググループの仕事を踏まえて、全体で最終答申へ向けての議論をしていきたいと思うんですけども、その前にこれまで中間答申が出てからフォーラムもやりましたし、いろんな所に私も呼ばれて行ってまいりました。そういうこれまでの動きを事務局の方から先に報告していただいて進めて行きたいと思っておりますので、課長、よろしくをお願いします。

事務局(課長)　ご苦労様でございます。それではお手元にお配りしている次第に従いまして、第1回の定例市議会の概要報告、それからこの間行われましたフォーラム、それからあと中間答申書に対する市民意見等につきまして、あと広報さっぽろ特集につきまして、まず私の方から簡単にご説明させていただきます。ちょっと座って説明させていただきます。先月から第1回の定例市議会が始まりまして、2月の27日と28日、それから3月1日の3日間、代表質問が行われました。この中で子どもの権利関係も2回質問が出ました。皆さんのお手元にA4判の2枚組で第1回定例市議会代表質問抜粋というのを配っておりますので、ちょっとご覧いただきたいと思っております。この中でちょっと順番が逆になりますが、まず自民党の鈴木健雄議員から虐待等のことで『生存権を侵されている子どもの人数』、それから『生存権を侵されているような子どもを救済するというのであれば子ども保護条例というような名称で十分だと思うが、この条例の名称に権利というのが必要なのかどうか。必要であればその理由をお聞きしたい』という質問がございました。右側の方、答弁でございますが、代表的なものとして致しましては虐待の件数は昨年度でいけば242件。それからいじめについて教育委員会、小中学校の方に報告があったものは296件といった数字が上がっております。それから条例の名称についてでありますけども、これは『現在取り組んでいる条例というのは、目的は子どもたちが健やかに成長発達する権利を総合的に保障するということである』と。それと『子どもを保護の対象として捉えるばかりではなくて、権利の主体として捉え育てていかなければならないということがあるので、従って市民みんなが子どもの権利を大切にするという意識を育てていくためにも、その名

称については権利という言葉は明確にしていきたい』という風に市長がお答えになっております。それから、市民ネットの坂議員からの質問ですが、1点目、『子どもたちが権利についての理解をより一層深める内容とするために、子どもの権利擁護に関する専門家などが関わることについて今後どのように取り組んでいくのか』という質問と、2点目は『地域全体で子どもの権利に対する理解を深めるための連携はどのように取り組んでいくのか』というご質問です。1点目の子どもの権利に関する学習への専門家への関わり等については、『先頃、緑が丘小学校と稲穂中学校で子どもの権利に関する授業展開例を教育委員会が作成致しまして、これに基づいて公開授業を行っているのです。それは新聞にも載っていたと思いますけれども、専門家の意見などを参考にしながら条例啓発パンフレットを今後作っていきたく。これにはもちろん子どもたちの意見も入れるんですが、子どもたちの意見とともにいろんな専門家のご意見も踏まえながら、これを作っていきたくというようなことで改訂作業を進めていると。そういった取り組み等を進めながら、子どもの権利についての理解が一層深まるように努めてまいり』ということが1点目でございます。それから2点目は『地域全体で子どもの権利に対する理解を深めるために、各学校が子どもの権利を踏まえた様々な教育活動の様子を授業参観ですとか、学校便りなどを通して保護者や地域の方々に知らせるといったような取り組みを行うことによって、理解が一層深まっていくように取り組んでまいります』という回答をしております。それから、子どもの権利とはどのようなものかと、『子どもの権利の本質と、それから子どもの権利条例をなぜ作るのかという、その意義について』ということ聞いております。これにつきましては、『まず子どもの権利の本質を考える前段階として、やはり子どもの本質というのを考えなくてはいけないのではないかとということで、子どもの本質とは何かというのを考えた時に、それはやがて大人になる存在という所にあると思いますと。そのことから考えると子どもの権利の本質は、社会性を身につけた人格者、そういう大人になるために成長発達する権利であると。それが子どもの権利の本質ではないか』と答えています。一方現実問題として、札幌市においてもいじめとか虐待などで苦しんでいる子ども、あるいは不登校の子どもはたくさんおります。また目的感を喪失して空疎な時間を過ごしている子どももたくさんいると。そういった子どもたちは救済と適切な助言指導を必要としているということを確認しております。そういう状況があります。その中で市長は『子どもの権利条例を制定する意義というのは、先に申しました子どもの権利の本質、つまり社会性を身につけた人格者に子どもたちを成長発達させるということに照らして、すべての札幌の子どもたちが自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自分以外の人の権利を大切にしながら社会の中で生活していくことができる大人になるよう、いわば自立した人格者に成長発達すると。そのことの

ためにそういうことを保障する、あるいは成長発達を促す環境を整えていくと。そういった責務を大人が負っているということを明らかにすることが、それが子どもの権利条例の意義である』と答えています。短く言えば社会性を身につけたそういう人格者に、子どもたちが成長していくための環境を整えていく大人の義務といったものを明らかにしていくことが、子どもの権利条例の意義であるという風にお答えになっております。以上が代表質問の内容の概要でございます。次に子どもの権利条例フォーラムの件についてでございますが、これは2月26日の日曜日に、検討委員会と札幌市の共催の形でかでの27で開催致しました。当日参加できなかった委員の皆さまのために当日用意したプログラムを、資料の方で配布しておりますのでご覧いただきたいと思います。当日は520人定員のところほぼ満席、470人ぐらいの方が出席致しました。検討委員会からはW委員が第1部で中間答申書の報告を行っていただきました。また委員長には第2部でパネルディスカッションにパネリストとしてご出演いただきました。また当日はお手伝いということでCさん、Eさん、Hさん、Iさん、Rさん、Sさんにも来ていただきました。どうもありがとうございました。第2部のパネルディスカッションは上田市長と人権擁護委員の熊Pさん、それから子ども委員会の子どもたち13人にご参加いただきまして、『子どもたちにとって大切な権利は何か』というテーマでパネルディスカッションを行いました。このテーマは後ほどちょっと説明致しますが、第3章のところで書き込まれる内容でございまして、札幌の子どもたちが本当に望んでいる、主体的にこうしたい権利というのはいったいどういう権利なんだろうかということを念頭に置いて、パネルディスカッションのテーマにしたものでございます。この内容はOさんの方からお話があると思いますが、子ども委員会でこれからこういう内容を議論していこうという予定になっております。今後もまたフォーラムを開催したいと思っておりますが、実施につきましてご協力よろしくお願い致します。第1部でW委員に中間答申書の概要を報告いただきました。その際に使いましたパワーポイントと説明原稿を、皆さまのお手元の方にお配りしてございます。これはW委員が大変苦勞して、時間をかけて作っていただいた力作でございまして、非常に素晴らしい出来栄でございます。これをできれば1回きりということではなくて、いろんな機会を通じまして、委員の皆さまそれぞれが地域や周りの方に対してこの資料、またはパワーポイントを使って、中間答申書や子どもの権利条例づくりの内容についてお話しする機会を設けたりして、条例づくりを広めていっていただけないかなと思ひまして、今回資料に加えさせていただいた次第です。もしそのような取り組みを行ってもよいという委員の方がいらっしゃれば、またご連絡いただきまして。場合によりましては事務局の方で1回学習会をやってもいいかなと思ひてはいるのですけれども、見ていただいて、内容を委員の皆さまに勉強していただいて、今後地域で

いろんな会合や何かがあった時に、委員の皆さまにこの条例づくりというのをPRしていただければなと考えておりますが、W委員、フォーラムの感想など一言。

W委員 感想ですか。作る時にせっかく視覚に訴えるので、柔らかくて優しい感じが出るようにということと、それから本当はふりがなを振りたかったのですが、最初振っていくとすごくゴチャゴチャして読みづらい画面になりましたので、字が読みやすいようにということで作りました。若干時間が短いので減らした部分もあるのですが、時間をかけて作ったものですので、皆さんに使っていただければ、あともっと詳しいのがありますので、時間を長くする時にはそのCDもありますので。CDはいくらでも焼き増ししていけます。委員長の方にもお渡ししてありますので、できるだけ多く使っていただければとても嬉しいです。何かここをこう変えてほしいという所があれば、それはいくらでも変えれますので、よろしくをお願いします。

事務局(課長) 長いのはどれくらいですか。あれは24分ですよね。実際にフォーラムでやったのは。長い方はどのくらいになっているのですか。

W委員 全部で42枚を25枚にしましたので、長い方はきちっと原稿を作り切りませんでしたので分からないですが、倍くらい、1時間はかからないくらいかなと思います。

事務局(課長) ありがとうございます。ぜひこれを活用していきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。それから次ですが、中間答申書に対する市民意見についてでございますが、昨年作成していただきました中間答申書について、市民の皆さんから意見募集をしております、フォーラムですとか、こちらに直接来ているアンケートの結果等も含めまして計203件の意見をいただいております。2月末までです。それを皆さまのお手元の方にA3判の13枚ものの表裏ですけども、綴りになってございます。今後の検討委員会等での議論の参考にさせていただきたいと思っております。なおこの中間答申書、条例づくりを広めるための取り組みと致しまして、フォーラムの他に2月の14日に札幌市のPTA協議会がシンポジウムを開いたのですが、委員長がそこに参加しております、そこでのご意見も入っております。それから地下街のオーロラタウンでパネル展を4日くらい開催しております、それから広報さっぽろ2月号でも特集記事を組んだり致しました。それから子ども委員会の委員の方からも、アンケートを行って意見をいただいております。それらをA3判の一覧表にまとめております。それから教育委員会のご協力もいただきまして、実は中間答申書の子ども用概要版につきましては、だいたい昨日くらいまでに市内の全小中学校に配布したところでございます。今後これらの子どもたちから意見が上がってくるのではないかなと期待しているところであります。小中学校の方から意見がまいりましたら、検討委員会の方には随時ご報告していきたいと思っております。中間答申書の意見募集自体は

一旦この2月末で締め切っておりますけれども、中間答申書を含めまして条例づくりについてのご意見というのは、今後ともファックス、ホームページ、お手紙等で受け付けてございます。委員長、市P協のパネルディスカッションについてはどのような感じでしたでしょうか。

委員長 これはなかなかPTAの皆さん、役員の方たちですが、お集まりのところに単身乗り込んでいって、何とか厳しいものがありますよ。いい意味でも、悪い意味でも大変厳しいものがあるって、出される質問には絶句してはいけないということで、何とか切り返して答えはしてまいりましたけれども。やはり「なぜわざわざ今条例なんだ」という、我々が最初の段階からいろいろ考えておりましたこの質問というのは必ず出ますね。それでやはりそういうものを作ることによって、学校だったら学校の中に混乱が生じるのではないかという心配ですね。それで何人かの方から出ておりましたけれども、「この中間答申に書かれてある小学校、中学校、高校の現状認識。ここは賛成できない」という声があるのですよ。どういう意味で賛成できないかという、そこまでの詳しい議論をする時間はもちろんなかったですから、「ここをお書きになったのは学校の多分先生だと思いますが」とかね。だいたい教師の問題でありますとか、学校の生徒の今の権利が十分ではないというような指摘に対しては「非常に一方的ではないか」、「言いたいことがたくさんある」という。ですから、そういう声というものが常にあるのだということ、我々も認識して、そういう質問が出た時には、「それは札幌の小学生の90%が苦しんでいるなどと言っているつもりはないのだ」と。「たった1人の子どもが苦しんでいる。これをやっぱり守ってあげるのが大切なんだ。そこが人権なんだ」というようなことを言って、議論してきたわけなんですけども。そういう意味で札幌の子どもたちの人権状況は条例を作らなければならないほど、例えばオンブズマンを作らなければ、制度を作らなければならないほどの状況なのだという認識は必ずしも一般的ではないのだということ、私は強く感じました。だからそこを我々は乗り越えていかなければならないし、オンブズマン制度というのが書いてありますでしょ、中間答申に。そうしますとやはりあれが学校の中に第三者機関としてささり込んでくるわけですよ。これに対する危惧の念というのも何人かの方から出されました。でも時間をかけてお話をすれば分かっていたかなという感じは致しましたけども、そのためにはかなりこちらもしっかり議論していかなければいけないということを思いました。ですから私はこれからは抵抗勢力と言うことはやめようと思います。皆さん、やめましょう。話せば分かるという。まだ我々の説明が足りないのだという、そういうことで。そんなところでございます。

事務局(課長) ありがとうございます。次に広報さっぽろですが、皆さんのお手元に広報さっぽろ2月号の写しをお配りしております。子どもの権利って何だろうという

4ページの特集記事を2月号で掲載致しまして、この広報誌は作成に当たって高校生委員の皆さん、Oさん、渡部さん、Kさんも参加しておりますし、それから子ども議会のメンバーですね、その子どもたちも参加して作ったものです。この広報誌に寄せられた意見というのが来てまして、全体としてはけっこう評判がいいです。それでこの広報誌の特集の後ろの方に、この広報誌に対する市民意見、感想を付けてありますので、それも後ほどご覧になっていただきたいと思います。今後もこのような形で条例づくりをPRしていきたいと考えてございます。一応事務局からの報告は以上でございます。引き続き2番目の子ども委員会の開催についてでございますが、最初に私の方から簡単に。後ほどOさんの方からお話しいただけるかと思いますが、私の方から簡単にこれまでの経緯等をご説明させていただきます。1月に子ども委員会の募集を致しましたところ、小学校4年生から高校2年生までの合計33人の子どもたちにご応募いただきまして、全員を子ども委員に任命致しました。そのあと若干一名の方がご都合が悪くなりまして辞退されて、現在32名の方が子ども委員でございます。2月の10日に任命式を行いまして、上田市長の方から子どもたちに任命の挨拶をいただいております。その日、任命式の後に引き続き第1回目の委員会を、また2月の17日に第2回目の委員会を行っております。この2回の委員会につきまして、この子ども委員の委員長にOさんがなっておられますので、Oさんの方からご報告いただきたいと思います。

O委員 第2回目の委員会ですが、これが実質第1回目の本格的な会議ということでご認識いただきたいのですが、第2回目は子どもの権利条約と、札幌市の子どもの権利条例の制定に向けた一連の取り組みについて勉強会を実施しました。これは小学生のグループと中・高生のグループ、2つに分けて実施しています。小学生の方はY君が担当なさったんですが、条約のパンフレットを用いてあらかじめ説明を行い、中間答申書は子ども用の概要版について子どもたちの実例というものを交えて話し合いを行ったということです。それから子ども委員会で実施しました子どもの権利アンケートがあるのですが、それに書いたことについてまた議論をしていきます。このアンケートは第3回以降の会議の内容にもつながっていくものです。中高生の方は僕がパワーポイントを使って、子どもの権利条約というものは具体的にどういうものであるのかということの説明しました。あとはこちらも同じように子どもの権利アンケートで書いたことについて、多少の議論を加えております。それで最後に全員が集まって、子どもの権利に関するビデオ映像を鑑賞したという次第です。会議の内容は詳しくはホームページに載っております。ぜひご覧になってください。

委員長 はい、ありがとうございます。今後は子どもの委員会での議論がそれなりの。今一番の権利のカatalogなんかで少しまとまってくるのはどれぐらいのスケジュールになりましようかね。今、3月4日か。分かります？

事務局(係) 次回、3月17日に子ども委員会を開くことにしております、そこで詳しく、先ほどOさんが紹介した子どもの権利のアンケートというのが、実際『子どもたちにとって大事な権利は何だろうか』ということを実体的に質問したりする項目が入ってまして、そこを踏まえながら話し合います。その後もう1回、4月の子ども委員会でももしかしたらその続きを話し合うということになるかもしれませんが、一旦その3月17日の話し合いの経過については3月末の検討委員会の日に、どういったことが話し合われたかということをもたご報告できるかと思ひます。

委員長 分かりました。それではどうぞよろしくお願ひ致します。それでいよいよ最終答申案の検討という大事なところに入っていきたいと思ひますが、まずお手元にこんなのがありますね。はい、何でしょうか。

L委員 教育委員会の方でお答ひいただきたいのですが、2回の研究授業がございまして検討委員にもご案内がありましたので、僕は1回都合がついたので行きました。その公開授業を見まして、私なりに感じたことがありまして、はたしてあれがこの子どもの権利条例を啓発していくとか、普及していく公開授業としてどうだったのだろうかとか非常に疑問に思ったのですね。いわゆる一般的な公開授業としては、僕は小学校しか行っていませんが、なかなかいい公開授業でしたが、しかしはたしてこれが子どもの権利ということに関しての、いわゆる授業展開事例としてはたしてあれで良かったのかと、僕は非常に大きなクエスチョンマークを付けて帰ってきたのです。ですから別に公開授業の後に話し合いがなされたわけでもありませんし、指導主事の先生が何人も来られていると思ひていたのですが、教育委員会がどういふ見解を持っているのかというのを正直言えたいところなのです。中学校は見えないものだから何とも言えないのですけれども、もし教えていただけるのであれば、あるいは今は無理でもいつか教えていただけるのであれば、というようにお伺ひしたいところです。

委員長 この公開授業のことについては、何か別の機会にでもご報告などをいただけるものでしょうか。今日でも大丈夫ですか。

市教委 教育委員会、指導室、Kと申します。公開授業、今、L先生の方からお話がありましたように、小学校、中学校それぞれで行わせていただきました。検討委員の方々にも10名ほどお越しいたしまして、その後のご意見、ご感想ということで書いていただきました。今、L先生のお話にもありましたけれども、授業として、すごくいい評価をいただいて感謝しているところです。今、L先生からご指摘いただいた部分、確かに1つのモデルということで作って公開していったものですので、当然我々としてベストなものであるにはどうしたらいいかということを検討しながらやっていったものなのですけれども、それがベストなものであるとは捉えていません。ただ学校教育の中でいろいろな教科、いろんな分野が、もちろ

んし先生もご承知のところだと思いますけども、小学校でいえば学級活動の中での授業でした。学級活動はやはり目標、ねらい等がありまして、よりよい学校生活を築くために子どもたちが知恵を絞り合って、話し合いの活動の中でいい生活を作っていこうとする、大きく言えばそういうねらいがありますので、その学級活動と子どもの権利を子どもたちに知らせていく、学ばせていくというのをどういう風にジョイントしていったらいいのかということ考えていった授業です。ただ今作成の最終段階に入っている作成展開例、授業展開例ですね、これについては学級活動、それから中学校でも行いましたが、道徳、それから社会科の学習が一番子どもの権利の中身とリンクするのではないかとということもありますので、その社会科。それから総合的な学習の時間。これは小学校ですけれども、そのサンプルということで作成して、各学校の方にお示しをしたいと考えております。ですからいろいろな教育活動全体の中で、子どもの権利についてどう学校教育の中で授業を行っていくかという意味での展開例の方で示してまいりたいと思っております。ですから公開した授業の展開の仕方、それから子どもたちへの投げかけ、教師の発問等も含めてについては、我々もその授業後いろいろ授業をやった先生方とも話し合いをしながら、よりよいものにしていくにはどうしたらいいかということで検討を加えているところです。いずれにしても教育活動全体の中で、どのようにこれに取り組んでいくかということは今後もいろんな機会、今いただいたご意見なども踏まえながら検討してまいりたいと考えているところです。以上です。

委員長 この間の公開授業は1つのスタートとして、まだいろいろと教育委員会でも考えていただくことになと思います。ですから我々も意見を、「こうすべきではないか」というあたりのところは、意見はどんどん教育委員会の方に寄せて、権利の啓蒙、啓発という意味ではやっぱり教育現場は大事ですので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

市教委 こちらこそよろしくお願い致します。

A副委員長 私も2回の授業、小学校と中学校のを見せていただいたのですが、授業そのものの評価というよりは、教育委員会の中でこれからモデル的なものを極めていく時に、その研究の全体構造ということと、その学校の中でそれが広がっていくというのはどういうことなのかと、ある授業・教科で研究したものが、その学校の教員の全体の問題にどんな風になるかということについての説明がないままに授業を見ましたから、これは評価法の問題ですけれども、私もちょっと感想文的なことしか書けなかったのですが、知識を身につける教科と行動力とか実行していく、生活の中で権利というものを明確に意識して生活していくという子ども像と、知識を持っている子どもというのと、どういう風に結び付けようとしているのかが両方の教科の中で若干温度差があるなど。最初生活指導という

ようなことでやった小学校と、道徳教育の中でやった中学校では、その点についても若干違いがあるということが1つ感じられたのと、それぞれ小学校の中でこの問題を研究していく時に、どこの部分が非常に大事なところなのかという、すべての教科が大事ではなくて、どの教科が中核になった研究構造になっているのかということまでやはり進めてほしいわけです。国語で説明するというよりは、多分道徳とか社会科とか特別教育活動の部分での研究が大事だろうという漠然とした領域は分かるのですが、これらは実は教科によっては評価の方向が変わる可能性があるので、そういう専門的な話になってしまいますけど、研究に取り組むに当たっての構造図が問題で、だからこれから時間がかかっていくだろうと思って理解していますので、ぜひ実際に実行した授業についての反応もオープンにさせていただくと同時に、参加した人からの意見も公開してもらいたいと思いますし、各研究グループでどういう風に積み重ねていくかということも、これから何回かここで発表していただければと思います。

委員長 少しずつ状況が変わって進んでいる感じが致しますので、今後ともよろしくお願ひ致します。今日の一番大事な最終答申の方へ議論を移しましょう。それを議論するためには、まずこれでございますね。権利条例・ワーキンググループでの骨格図というのがありますね。これと、子どもの権利条例に盛り込むべき事項の整理という、これをまず出していただいて。これは1月21日の12回の検討委員会の時にいろいろご意見も伺ったわけですが、それに基づきまして2月の9日に第1回目のワーキンググループの会議を開きまして、今日までに3回、やって、今日に臨んだわけです。それでまず最終答申のイメージというのは、条文そのものを具体的なものを作り上げるのではなくて、こういう条文にしたいという、それがそのまま条文になるようなところまでまとめきっていただければ何よりですけども、まずそういうような条文に入れたいという、例えば権利だったら権利のリストを作って、それになぜそうなのかという解説を付けていくという形になります。それで最初、どういう権利を盛り込みたいかという、皆さんから出されたのを整理致しまして、それに基づいて私の方で何のたたき台もなければ議論は進まないだろうということで、この委員長の私案というのを作ってみまして、それがこの一番左に委員長私案という風に書いてあるところであります。これは私だけで考えたものでございますので、左をずっと読んでいただければ、前文があって、総則、ちょっと余白の部分なんかもありますけど、これは事務局の方で上手にワーキンググループの議論とかみ合わせるために空白を作っていた部分です。この委員長私案に基づいて議論を始めているんですけども、だいたいこういう骨格図でいこうと。そんなに珍しい案ではないですよ。だいたいどの総合条例もこういう形が多いので、骨格構造としては前文があって、総則があって、権利普及の章があって、基本的な権利というもので第3章、そしてさらによ

り具体的な生活の場における権利というものを書いて、それから我々が一番議論しなければなりません、そういう札幌市の施策を検証するための専門委員会を作る。そして救済のための制度としてオンブズパーソン制度を作るという。中間答申の課題を踏まえまして、このような章立てにしてみました。もしこれ自体にご意見があればもちろん寄せていただきたいのですけれども、私の委員長私案というものもそれに基づく形でだいたい作ってみました。それでこれはぜひ、ワーキンググループの人たちには見てもらってはおりますけれども、全体でも目を通していただいて、今後子どもの委員会の方からも「こんな権利が」「いや、もっとこうすべきだ」というような案が出てくる。それと組み合わせながら議論を進めていきたいと思うのですけれども、今日は子どもの委員会の方の議論がまだこれからですので、3章、4章までの権利、どんな権利を盛り込むかという議論は次回にしておきまして、5章、6章、7章の部分についてワーキンググループの方でも集中的に議論致しまして、今日皆さん方のご意見を伺ってみたいと思うのです。それでこちらで整理した資料によりましてページ数が8ページになりますか。第5章施策の推進ということですね。第6が子どもの権利専門委員会、それから11ページの所でオンブズパーソンです。実はワーキンググループで昨日11時まで議論いたしましたのは、このオンブズパーソンについてどういうスタンスで臨むかということ、考えるべきかということで激論になりましたので、今日あたり、そのあたりもご報告しながらご意見を伺って、今日で5章、6章、7章を固めてしまうというわけではございません。まだ何回も議論して固めていかなければいけませんけれども、今後全体会というのはもう限られております。次が25日、そして4月、そして最後は5月でということになりますと、予定されているのは今のところ3つですね。最後の5月の末では最終答申案をあげなければいけないということになりますので、それぞれの検討委員会のテーマというのはかなり窮屈というか、厳しいものになって、同じことを何回も何回もそれに時間を割くことができないということがありますので、私なりに注意して進めたいと思っておりますけれども、できるだけ集中的に議論していただくと助かります。そういうわけでまず第5章の所から、皆さんのご意見を伺っていきたく思います。この5章といたしますとね。

事務局(課長) 委員長、1つだけ、よろしいですか。骨格図の所ですけども、一応今皆さんにお配りしている委員長私案の中で、位置づけと致しましては第3章が先ほど委員長がおっしゃったいわゆる権利のカタログの所ということで、今子ども委員会の方で、この間フォーラムでも話していましたが、札幌の子どもたちが本当にほしい権利は何なのかというところを規定するのが第3章で、その第3章のその権利を具体的に保障していくためにはどういう仕組みが必要なのかというのを書いていくところが第4章と。一応そういう位置づけでよろしゅうございますね。

これは現在委員長私案に出されている部分で、第3章の中に実は第4章の部分も混ざって書かれているのですが、最終的にはそういう整理をしていくということで、よろしゅうございますね。

委員長 最終的な整理はね、そういうことに多分なるのかなとは思いますが。ですからこれは3章だけの議論だというようなところで収まるかどうかというのは分かりません。やってみないとね。最終的には今、課長が言ったような形で3章、4章を整理することになるだろうとは思いますがね。よろしいですか。それでその権利のカタログとはちょっと独立して、その権利を守るためにどうしたらいいのかという制度の問題が5章、6章、7章になると思うので、今日独立して議論をしていただきたいわけです。それで第5章というのは施策の推進というのを入れてみたのです。これは、当たり前といえば当たり前ですが、きちんとこの条例を札幌市の施策に反映させるために、こういう条文をきちっと入れておいた方がいいだろうということで、章を作ってみたわけです。これについてワーキンググループのL委員とB委員にここの所を担当していただいて、検討していただきました。その検討の2番目の枠、真ん中の枠、それから右側の解説という所にまとめられているわけですが、Lさんの方から5章の点についての検討経過についてご報告下さい。

L委員 それでは5章の所を少し説明させていただきます。まず読んでいただければ分かる、真ん中の部分ですが、非常に簡単というか、明瞭といいますか、短い文章になっています。市は、子どもの権利保障を推進するために、子どもの権利に関する推進計画を策定する。これが1項ですね。2項が左側の委員長私案の部分とほとんど変わらなくて、語尾だけを変えているだけです。市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める札幌市子どもの権利専門委員会の意見を聴かなければならない。こういう2つの項目、条文としては2つの条文を考えました。実は去年の12月の最後の時に項目出しをしていただきました。たくさんの項目出しをしていただいた中から、今年に入って最初の時に一覧表になってまとめられていました、そのたくさんのまとめの中からB委員と私の方で、この施策の推進でどんな施策が取られるべきなのかということでもかなり出しました。実際には9項目ほど出して、具体的に名称で言えば例えばアドボケーターとか、あるいは子どもの権利推進協議会を設置するとか、4者協議会を設置するとか、たくさんのファシリテーターというようなものを設置するとか、たくさんの項目を出していただいたものを僕たちも挙げてみました。挙げて、そして起草ワーキンググループで話し合いをしたのですけれども、そういう具体的なものは条文という形にして、ここに記載するのではなくて、実際に札幌市が作っていく推進計画の中に具体的にはそういうものが入っていくようなことをイメージできればいいのではないかと。そういう風に話し合いが進んでいきました。それで右側の方に目

をやって下さい。施策の推進についてということで、これはちょっと説明と言いますか、解説素材ということになっていますが、本条項は子どもの権利保障を推進するため札幌市に対して以下のような取り組みを求めています。1)市は、市役所内各部署が連携して、子どもの権利保障の観点を踏まえ、子ども施策をすること。いわゆる連携を縦割りにならないようにいろいろな部署と連携を取ってやっていきたいと思いますということですね。それから2)が子どもの権利を主眼とする子どもの権利推進計画を策定すること。子どもの施策というのはたくさんあると思いますので。子ども未来プランというのが今、未来局で作っている大きなものとしてあるわけですが、そこに子どもの権利という観点を主眼とする推進計画になっていかなければならないだろうということです。あともう少し内容を。推進計画の内容についてということで、この子どもの権利推進計画の中には、札幌市における子どもの権利を推進するために、例えば、以下の基本施策を盛り込むことを想定しています。 として学校・家庭・地域が連携して、子どもに関する施策の取り組みを推進すること。 2として子どもの参加、意見表明を推進する施策を充実させること。もう1つの として仮称ですが、札幌市子ども白書を発刊すること。こういう観点になっています。子どもの意見をどう保障するかという部分がとても大事だと考えていますので、具体的にはいろいろな機関を、例えば子どもの権利推進協議会だとか、4者協議会だとか、そういうような時に子どももその組織を構成する一員として、子どももそこに参加できるということなどをぜひ考えていただきたいという風に考えています。ワーキンググループでの議論という部分に関しましては、ずっと読んでいただければ今だいたい説明したようなことで分かっていただけるのではないかと思います。なお現在子ども未来プランがありますので、実際にこの推進計画というのが全面的な子どもの権利という観点から、すぐに子ども未来プランにそれが反映するというわけではないのだろうと考えています。ただ改定する時に子どもの権利の理念をしっかりと盛り込んで改定していただく、あるいは子ども未来プランをやっていく中で出来る所は少しでも、子どもの権利条例が制定された時には出来る所から少しずつでも見直していただきたいとは考えています。5章の1と2に関しては、そういう説明でとりあえず一旦終わります。

委員長 Lさん、権利保障を推進するために推進計画を策定する、施策を総合的に行うというのは消すのでしたか。何か入れたよね。

L委員 これ、一番最後、事務局に文言を任せられた部分ですが、総合的に行いますという所ですね。これをカットするという風にはならなかったと、僕の認識では。総合的に行いますというのは、その文言をカットするという風にはなっていないかと思うんですけど。

委員長 例えばこれだけになっちゃうと、推進計画を策定するだけのことになっちゃう

ね。推進計画を作ることもそうだし、推進計画でないものが多分たくさんあると思うのだよね。実際の施策というのは。そういうものも含めて考えると、推進計画を作ることは施策の1つに過ぎないから、「総合的に」と入れた方がいいのではないのかな。何で総合的にを消したのでしょうか。

事務局(課長) 1つは右の所に書いていますね。実は子どもの権利を総合的に保障するためには、子どもの権利の推進計画を作るというのも1つですけど、もう1つは子どもに関する施策は市役所の中で全部局がほとんどやっていますので、そういう部局が子どもの権利保障の観点を踏まえているんなことをしなくてはいけないという部分が必要だと思うのです。これは実はこの間のワーキングでは入っていませんでしたんですけど、やっぱりそのことがまず施策を推進するために1つあって、その上でもう1つ推進計画というものも必要だと。そういうことが必要でないかなと思うのです。それで右側の施策の推進についての所で、1の所の各部局が連携して子どもの権利保障の観点を踏まえ、子ども施策をすることということと、それからその推進計画を策定することという2本立てで整理してみたので。ただこれは場合によっては、この条文の中に右に書いてある所が2つあってもいいのかなと思うのです。1つは札幌市の各部局がいろんな施策を推進する時に、やっぱり子どもの権利という理念を踏まえて施策を実行して下さいというのがまず1つあって、それと同時に子どもの権利に関する推進計画を策定しようというのが2つ目にあるという構造なのかなと思うのです。ただ単に子どもの権利を保障するということは推進計画を作るということだけではなくて、いろんなことをやる時に各部局がそのことを総合的に考えながらやっていくというのも必要と思って、そういう整理をしたのです。だから事務局としてはどっちかといったら、右に書いてある所を左の真ん中の方に、特に1の所は抜けていますので、これを条文の中に入れてもいいのかなと思っているのですけど。

T委員 同じことを今言おうと思ったのですが、Tです。そこを反映させた形で、総合的に連携して進めていくということをやったり文章化してほしいと思いました。

委員長 これ、解説ではなくて、条文の方に格上げしましょうよ、やっぱり。推進計画を作るだけじゃなくて、総合的に連携してやらなきゃいけないのだということは書き込めるし、そんなに難しいことではありませんので。

L委員 いいですか。それでオーケーだと思うのですが、右側から真ん中に移していただいてけっこうだと思うのですが、ただ条文の中に市役所内各部局が連携してという、この文言を入れるのがどうなのかなというのは、この前ワーキングでも議論になりましたよね。

委員長 だから我々の答申としては条文には、その条文のスタイルというのがあるでしょうから、それはお任せするとして、この趣旨を条文に必ず盛り込んでもらいたいという所を強調しておきましょう。多分、やっぱりそういうこと、各部局が連

携してというよりは総合的にという方がいいのかもしれませんが。

L委員 ですから僕は最終的にはその文言調整というのはしていただいてけっこうですけども、ですから連携して子どもの権利保障の観点を踏まえ子ども施策をすることの所に、子ども施策を総合的にすることとか、ここに総合的というのを入れておけば、まゝまゝオーケーなのかなと考えました。

委員長 では、今の趣旨を踏まえた、この提言に致しましょう。この所はあまり問題がないかなと思うのですよね。それで解説の方に忘れてはならない施策の基本的な理念というものを、いくつか書き込むことになろうかと思えます。その時に一番大事なのがやはり参加なのだということを。ですからこの所を単に条文の説明だけじゃなくて、その趣旨を、Lさん、例えばあなただったらあなたが起案していただくという、そんなことになるのかもしれませんが、ご覚悟の方をよろしくお願い致しますね。この点については何かありますか、事務局の方で。

事務局(課長) 1番の方で子ども施策を総合的に推進することという言い方は、各部署がそれぞれ自分の施策を実行する時に、子どもの権利の理念を踏まえてやるということだと思えます。もしL委員がおっしゃっているような意図であれば、真ん中で言えば、子どもの権利保障を総合的に推進するために子どもの権利に関する推進計画を策定するという形ではないですか。

委員長 だからそうなると推進計画を作るというだけのことになってしまわないかということなのですかね。

T委員 表現は任せますけども、例えば『市は子どもの権利保障を総合的かつ連携しつつ実施するために』とか。『連携するために』というとなんか限定される感じがするから、実施することと併せて、その一環として推進計画を策定するということが分かるような表現にしていただければいいと思うのですね。

委員長 だから推進計画を策定して、それを実際に実行していくわけですよね。それを実行していく時にも、やはり子どもの視点ということで総合的に考えなくてはいけないし、推進計画だけで子どもの施策が完結するものでもないでしょう。その一つの施策の表れでしかないのではないかな。施策の推進計画というのは、どうでしょうか、そんな趣旨はご理解いただけますか。

事務局(課長) 趣旨は分かりました。『市役所各部署が総合的に子どもの施策を進める』ですか。

T委員 連携という言葉が頻繁にあったので、連携ということも今言ったのですけども、表現としてそれが条文としてどうかというのは考えていただくとして、総合的にという連携も入るだろうし、有機的にという風につながって行くところも入るだろうから、表現としては総合的だけでもいいのではないかなとは思えます。解説の所に具体的にこういう風を書いてあれば、どういう趣旨かが、その総合的の中身がこういうことなのだと分かるのでいいのかなとは思えます。だが

ら言葉にはこだわりません。

A副委員長 私もだいたい同じ方向の意見ですけども、『権利保障を推進するために』という文章の所に、いろんな市議会の方の質問で『今までも子ども施策は権利保障を十分してきている』と、『子どもを保護してきている』という発言があるわけですし、子ども未来プランを作った時も、そこに参加した人たちは子どもの権利というものを条例ではないですけど、条約を批准している国として、それを反映したという風に発言していることを少し前提にするならば、やはりこれは連携というものをしながら見直しをしてもらう部分が出てくるというのと、まったくこの条例の中で新たに提案されているものを中心にして推進計画を立てるという部分と、少し分けて並行して進めていっているという、そういう流れにせざるを得ないのではないのでしょうか。その方が組織的に対応する時の混乱は与えないと思います。

委員長 要するに今のA先生の発言は。

A副委員長 総合的という所にその言葉が抜けているのではないかという指摘があったけれども、それは言葉を抜いたということではなくて、総合的という言葉がどうして大事なのかということ認識して、その言葉を置かないとこの条文を整理するというに結びつかないだろうと思ったので、今のようなこの部分というのは具体的に今まで指摘されていた、どういう風な所につながっているかということ思い出せば、2つのことがあるのではないかということと言っただけなのです。つまりそれを処理できるような意味で、その総合的とか推進計画というものを、ここで強調しておかないとダメなのではないかという意見です。

委員長 ただ、推進するために推進計画を策定するというだけだと。どうぞ。

M委員 今、L先生がおっしゃった、ここに書いてある『連携をする』ということは、どこで何をということは私は言えないし、『市は』という言葉を使っているのですね。市のどこどこがやれという風には書いてないのですね。ということは連携してやらなければいけないことなのですよ。だからあえてその所で『連携をする』ということを入れなくても、私はいいのではないかなという気がするのです。今、1番目の所で、この真ん中の所を見ると『計画を策定する』ということですね。推進にまではいってないのですね。だから策定するという意味においては、私はこの文章だけでいいのではないかと思います。

委員長 策定して。

M委員 だからそれはまた別問題でしょ。策定するという所は終わっていて、策定をどのように推進するかということになると、項目はまた別になると思うのですよ。

委員長 だから確かに今おっしゃったように、ここで書いてあるのは『推進するために計画を作る』というところまでで終わっているわけだよね。だからそうではなくて、作ったその先のことも含めたような表現にしないといけないのではないかな。

T委員 さっきからの話を聞くと、やはり何か真ん中から左に戻る方向に頭が行ってしまっ
て、左にしないと混乱を来す面もあるのかなと逆に思ってしまったのですが、
だから『作る』ところで終わるわけじゃなくて、やはり推進計画ではなくて、子
どもに関する施策を総合的に行うというところに、その一環として推進計画を作
るのだという位置づけがはっきりしていれば良いと思うのですよね。あとは本当
にもう表現の問題なので、『市が』というところがはっきりしている以上、連携
がないというのも1つの意見だと思いますし、その方がすっきりするのかもしれ
ない。他方でなかなかやっぱり縦割り行政ということが、未来局がありながら言
われているという現状もあるので、そこをはっきりさせるというか、今の課題と
いう意味で、位置づける意味であえて連携を入れるという選択肢もあり得るのか
なと逆に思ったりもします。

L委員 最初に課長が説明されたように、やはり右側の文を真ん中に持ってきて、その子
ども施策というのは総合的になさなければならないと。その観点としてはちゃ
んと子どもの権利保障という観点を明瞭にして、子ども施策を総合的に行わな
ければならないというのが1文あって、そして次に子どもの権利というのを推進す
るといふかな、そういう手段としての推進計画を策定するのだという2文が来る
と。その方がやっぱり分かりやすくいいのではないかなと思うのです。文言と
して『各部局が連携する』という言葉を入れるのか、入れないのかというのは、
いわゆる条例としてそれが相応しいのかどうかというのはまた別次元の問題と
して考えるべきであって、ただ注釈と言いますか、解説としては特に教育委員会
と連携を取るとか、そういうようなことはやっぱり必要なことではないかなと考
えています。

V委員 第5章の施策の推進ですから計画を作るというのは当然ですし、実行するとい
うのは僕はこの文章だけでも分かると思うのですね。ですからその『総合的に』と
いうことはいわゆる実行するということですから、それを入れるか、入れないか
ということは、ここで考えていいのではないかなと。連携ということで縦割り
という話もありますけれど、僕はそうじゃなくて、いわゆる重複する部分もたくさ
んあるのですね、どうしても、各部局で。そういった口スを出るだけでなくと
いうことも考えていくと、やっぱり連携とか、そういうものを考えてやっていた
だきたいなと。ですから文言についてはいいですけども、そういった意味の縦
割りだけじゃなくて、それこそ有機的に機能的に行うための連携ということも言
葉として入れるべきだと思います。

委員長 そうすると、委員長私案なんかいいのではありませんかね。『推進計画を作り、
施策を総合的に実行する』という。自分で自分のことを言って、あれですけど。
それで解説の中にはもちろん。総合的にと言えば連携ということも当然入るし、
その連携というのは今、先生がおっしゃったようなことも解説の中では書き込ん

で、そういう趣旨の条文を作れという最終答申に多分なっていくのだろうと思いますけどね。だから少なくとも『計画を策定する』というだけで終わるような形はまずいと。それがちゃんと実施されるころまで含んだような文言にするということの確認で、ここの段階では十分かな。あとの本当の日本語の表現については、もうちょっとワーキンググループなり、事務局と詰めて固めたやつをまた提案して、ご報告してまいりましょう。はい、どうぞ。

事務局(係) 確認ですけど、この場の結論としては計画を作って実行していくということは何某か表現する形で、これからワーキングでまたさらに揉んでいくというイメージでよろしいでしょうか。

委員長 そうですね。

事務局(係) 今回の結論としては、分かりました。

委員長 それで第2項の所にこういうのも入れてみたのです。そしてこの『前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める札幌市子どもの権利専門委員会の意見を聴かなければなりません』と。ここで子どもの権利専門委員会の中身はまだ議論していないわけですけども、この子どもの権利専門委員会というのは中間答申のような趣旨の、札幌市の施策が条例に合っているかどうかを検証して、提言していく専門委員会という位置付けなのですが、その意見をきちんと聞いて計画を作るようにしろという。そういうことも大事ななと思って、第2項に入れてみたのですが、この点は皆さんのご意見はいかがでしょうか。まったく市民の意見を聞かないで勝手に作られる推進計画というのは、どう見てもこの条例を考えている我々の理念からするとおかしいわけで、市民の意見を聞けと、聞くんだという、そして作らなければいけないという方向性は問題ないのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

事務局(課長) すみません、その次の所の推進計画の内容についての所で、B委員とL委員が出された9項目を一応こういう抽象的な表現で集約してみたのですが、解説の部分にはこういう書き方になるのかなと思ったのですが、それはよろしいですかね。具体的に先ほど言った、例えばアドボケーターだとか、ファシリテーターだとか、いろんなことを、委員の皆さんから出していただいたものを抽象的に、まとめてみたのですが。

委員長 ただ何て言うか、例えば『地域が連携しての取り組み』というものをどんなイメージでそれを言っているのかということを知ってもらうためには、『例えば』とか、『こんなようなの』とか、『ファシリテーターの育成というのは大事なんだ』と言うようなこと具体性は解説の中に、僕は当然盛り込まないといけないと思うのですがね。まだその解説文が出来ていないのに、その議論のしようがないと言えばその通りですけど。あまり抽象的に書きすぎると、あまり分かってもらえないので。だから推進計画の中で、やっぱり大事な理念を分かってもらうよ

うな書き方というのは当然具体的にあると思うのですけどね。

L委員 ですから僕はこの前の起草ワーキングの時に話された、抽象的な表現でここは止めるけれども、具体的な解説の所である程度の例としてアドボケーター、あれは区単位に、10区ありますけれど、区単位に弁護士とか大学教員とか、保護者、地域の代表などで推進活動を促進するようなアドボケーターを設置するとか、子どもの意見を吸い上げるファシリテーターを設置するとか、そういうようなことをある程度はやはり具体的なものとして書かなくてはダメかなと思っています。

委員長 だから解説の中で、ここの推進計画には当委員会の総意として、こんな制度を盛り込むべきだと。それほど具体的なものでないとしても、推進計画の中での参加とか、意見表明ということを大事にしるという場合に、こういう制度が考えられるのではないかという例としての解説は必要だと思うのですけどね。その書き方はいろいろあるでしょうけどもね。

事務局(課長) 条文と解説まで含めた内容を一応委員会の中で、この委員会の中で少し検討しておいた方がいいのかなと思うのですよね。それでこの間のワーキングの中でもその所を少し議論したのですけれども、今日の中でも具体的にもし書くとしたらどういう表現なのかなというのを少し話していただければなと思ったのですが。

委員長 ただね、解説の書き方まで今日というのはなかなか難しいでしょう。それから解説も付けたものをワーキングで作り上げた上で、議論してもらう以外ないのではないかな。だからあまり抽象的だということと解説にならないわけですね。だからその辺の加減というものは、当然最終答申を分かっていたために、我々書く努力をしなければならないという。

L委員 起草ワーキングのメンバーと、25人の検討委員会の委員との間であまり知識といいますが、検討過程の落差があるとまずいので、こんなことについて話をしましたという紹介をする程度のことはちょっとぐらいしておいた方がいいのかなと思ったのですけど、いかがですか。

委員長 かまわないですよ。

L委員 ちょっとだけこんなような話をBさんと私とで出して、そして起草ワーキングで議論しましたと。そういうのは一応想定されているというか、全部が出来るとは限りませんが、そんなのをちょっと紹介します。9項目考えたのですけども、1番目、簡単に説明していきます。1番目は学校とか児童施設に子ども、保護者、教職員、地域、この4者の代表によって構成する4者協議会を設置してはどうかということです。2つ目、地域単位に子どもの権利保障を推進していく観点から、連合町内会ぐらいの大きさの単位で、連町単位というのはだいたい100ぐらいあるそうです。90ぐらいでしたか。だいたい中学校区に相当すると思うのですけど、それぐらいの単位で、子ども、保護者、教職員、地域の代表、この4者からなる

子どもの権利推進協議会みたいなものを設置してはどうか。これが2つ目でした。3つ目、これは10区ありますので、区単位に子どもの権利推進活動を促進するために、子どもに関する専門職、弁護士とか大学教員とか、そういう専門職の人、それから保護者、地域の代表、そういう者から構成されるアドボケーターみたいなものを設置するというようなこと。これが3点目でした。この3点がけっこう時間的にはいろいろ話し合われました。4つ目としては市の施策に子どもの意見が反映できるような、子ども権利委員会みたいなものを常設してはどうかというのを考えて出してみました。5つ目としては子どもの意見を表明しやすい体制を作りだしていくために、子ども年齢に近いボランティアで構成するファシリテーター、そういうようなものを設置してはどうか。6点目、子どもの権利を最優先の自治体宣言、どなたかが確か出していたと思うのですが、まちづくり宣言みたいなものを出したらどうか。7点目、子どもの遊びのサポート制度、そんなものを作ってみてはどうか。8点目、子ども白書。これはそのままストレートにのぼっていました。子ども白書を作ってみてはどうか。9点目、子どもの権利推進月間などを設けて、いろんな作文とか、討論会とか、文化祭とか、そんなイベントをやってみてはどうか。こんなようなこと、9項目でしたが、特に1、2、3、4ぐらいはけっこう議論したところです。すべてではなくても、そんなものがちょっとこの行動推進計画の中で突っていけばいいのかなと考えています。以上です。

委員長 そんなことをテーマに議論したのですが、議論としては例えば子ども権利委員会という子どもだけで作って、それを常設委員会とするのがいいじゃないかというようなことを、はたしてそのようなものまで解説の中に書き込むべきかどうかと。それから今言った学校だ、地域だ、区単位だということを重層的に、そういうような組織を作るなどというようなことまで具体的に解説の中に書くと、それに対して何をその委員会は非現実的なこと、夢物語を言っているのだなどという人がいて、この条例に対してあらぬ誤解をされるのもいかがかということで、書き方にはやはり注意しなくてはいけないと思いながら、書きすぎるのも良くないということで、いろいろ議論の中で子どもの意見を聞くというのは大事だけど、だからといって子どもの権利委員会、子どもだけの権利委員会を常設しろというようなところまで、いったい誰がそれをやるのだと。どうやってそれが運営されて、どうやってそれが反映されて来るのだというような、そんなイメージも何もないのに、ただあったらいいなという程度のことを解説に書くのはやめた方がいいのではないかということで、それで子どもの委員会の常設の話はやめようということにしたのですけどもね。書くのはですよ。そういう気配りをして書きたいなということなのですけどもね。どうでしょうかね。けっこう今、Lさんが言っていたけどね、子どもの遊びのサポート制度なんていいじゃないかって。こ

れなんかイメージしやすいかな。それからファシリテーターとか、サポーターをボランティアで育成しなければいけないというようなことは、これは推進計画の中身の1つとして、こんなのを織り込んで下さいみたいなのはいいとは思うのですけれどね。どうでしょうかね。そんな議論もしたのですけど。

L委員 なかなか難しいと思う。具体的なことをどう表現するかというのは難しいなと思っていて、ただ大事にしたいのはやっぱり子どもの参加だと思っています。子どもが意見を表明する場というのを何とかいろんな形で保障する。それがここで説明として書かれるのか、あるいは4章とか、3章とか、そちらの方でもしかしたら説明として書かれるのか。それはこの先の議論に任される部分があるのだろうなと思っています。

委員長 V先生、どうですか。さっきの区だとか、地域だとか、学校単位で協議会を作るのがいいのではないかなどということ、解説の中で書くのはどうでしょうかね。

V委員 私は中学校なので、中学校区単位では今、健全育成の推進会というのがあります。そういった単位は確かにあるのですが、あるといいなとは思っています。ただその運営であるとか、委員長が言ったようにいかに反映させるとか、そういった部分でやっぱり時間をかけて、そしてそれがなじんで定着するには相当いろんな方の努力が必要だなと思うのです。ですから、そういったものが地域に根付いていくことは、やっぱり子どもたちへのサポートというか、子どもの権利を保障できるのだろうなとは思っていますけれど、解説に入れるということとはなかなかいろんなご意見があるだろうなと私は思います。将来的にはそういう方向を見据えた中で、1つずつ今は段階的にやっていかなければならないのではないかとということで、そこは私はあまり明確にしない方がいいと考えます。

委員長 もうちょっとぼかしたというか、書き様というのがありますので、解説の所ではそれなりにちゃんと書かなくてはいけないとは思いますがね。

T委員 ちょっとレベルが違う意見になるかもしれないですけど、書き込む時にどこまで工夫してというか、あまり拘束性が強くない形にするかという問題と、ここで言っている推進計画の中身のイメージをどんな風に、ここで少なくとも共有しておくかということと、分けた方がいいなと今の議論を聞いていて感じたのですね。例えば子どもの権利委員会についてワーキングの中で、最終的に実効可能性がすごく薄いかなという風に集約されたという報告が今あったのですけれども、これもせっかく今子どもの委員会があるので、そこでも子ども専門委員会とか、子ども委員会とかが、ここで議論していることも受けながらどうなんだろうという風に、ぜひディスカッションをしていただいて、それがまたここに持ち込まれてという形をプロセスとしてはたどってほしいと思います。

委員長 子ども委員会の中で、そういうような議論になってということがあったら、そ

れは大いに我々も受け止めなければいけませんけどもね。

P委員 先ほどL委員が言ったように、3章、4章の論議をした後に、もう1回ここに帰ると。そしてここにどういうことを解説の中に盛り込むかということも論議してもらえばいいのではないかなと思います。今の段階では抽象化した3つの点は押さえておきながら、これをもう少し書き込むについてはもう1回あとでここに帰ったらいいのではないのでしょうか。

委員長 考えてみればそうですね。子どもの権利のカタログの議論もまだこれからですからね。でも多分ここに3つ挙げた抽象的な、この線は押さえておきましょうね。そういうことで、ここは3章、4章の議論と並行してまた充実させてまいりましょう。施策を作る時には市民の意見を聞くこと。それから子ども専門委員会の意見を聞くことという、ここの所は特別問題ないと思いますので、ないですよ。問題は子どもの権利専門委員会というものをどういう風にイメージするかということなわけでありまして。これが9ページ目からですね。では10分休憩しましょうか。

(10分間休憩)

委員長 さあ、始めましょうか。ご着席下さいませ。オンブズの件について、ちょっとご意見をいただきたいと思いますので、出来るだけそっちの方に早くいけるように進めてみたいと思います。それで5章、今いろいろご意見いただきましたけども、次に6章の子どもの権利専門委員会の設置ということですけども、これも中間答申で条例に基づく施策の実施状況を検証するために、こういう委員会を設置すべきだということを書きました。それでやはりきちんと条文化して作らなければいけない委員会である。9ページ、10ページがその委員会の姿形でございます。それでちょっと私の方から先に申し上げておきますと、まず9ページの最初をご覧下さい。まず子どもの権利専門委員会を作る目的ですね。『この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、札幌市子どもの権利専門委員会、以下専門委員会を設けます』と。それで『専門委員会は10人以内の委員で構成し、うち3名は子ども』。これは私の最初の委員長私案だったのですが、あとでまた説明しますけども、やはり専門委員は10名ではなくて15人以内という枠にするのがいいのではないかという話にワーキングでなりました。その中身ですけども、どういう委員かというところとちょうど3の所の『委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において学識経験のある人や15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱する』と。こういう構成にするのがいいのではないかと。ここはいろいろ議論のあるところかもしれませんが、委員会の目的というものが施策の検証ということにあるとすれば、

あまり小さいお子様だと具合が悪かろうということで、15歳以上ということ、これは高知の条例なんか15歳となっております。それから全然場面は違うのですけども、家庭裁判所なんかで子どもの意見を聞く時にはだいたい15歳以上ということになっているものですから。15歳というと中学3年生辺りです。それでワーキンググループで議論になりましたのは、子どもの人数であります。これを、何人とは書かないで解説の中で、やはり子どもの意見を聞くという趣旨と、それから検証という機能のバランスを考えた時に、子どもの人数は全体の4割。4割は子どもで占めなければいけないということを解説の中に書き込むのがいいのではないかと、ですから10人だと4人、15人だと6人、7人ぐらいになりますかね。ですから解説の中には人数については、全体の4割は子どもで占めるようにしろという風に書き込むのがいいのではないかと、議論になりました。それから委員の任期についても、これは私が他の条例を見て3年としてみたのですよ。それと他の各地の条例を見ますと、こういう検証のための委員会というのはけっこうあるのですけども、そこはみんな大人ばかりなのですね。大人ばかりだから3年という風になっているのかなと。ところが15歳以上の子どもを委員に入れた時に、「3年間ずっとやってくれ」と言ったら、子どもの方が「冗談じゃないよ、忙しいのに」と言われてはたまらないから。やはり1年では短すぎるし、3年では長すぎるので、全体を2年にしようではないかという、そんな議論になりました。しかしやりたいという方の再任は妨げないのであります。それでこの子どもの専門委員会が何をやるのかということについては、10ページ目の5の所、委員長私案の5の所ですけども、これをちょっとLさんとBさんの真ん中の意見で少し膨らましていただきました。専門委員会は何をする所かと言いますと、市長の諮問を受けて、諮問がなくても必要がある時は、自らの判断で子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査、審議をして、その結果を市長に、内容といえば内容ですけど、要するに市長に何か提言をすると。ここまで専門委員会の仕事としてはっきりさせた方がいいだろうと。それで札幌市はこの専門委員会からの提言を尊重し、それに対して必要な措置を講じるということですね。これが専門委員会の大きな姿形だという風に、ワーキンググループの方でイメージしたのですけども、どうでしょうか。ちょっとLさんの方から補則でもあればいただこうかな。

L委員 右側の方にワーキンググループの議論の経過がけっこう詳細に書かれておりますので、そちらの方を見ていただければ、だいたい分かってもらえるのではないかなと思うのですが、一応Bさんと私の方でここを提案する際に、子どもの権利専門委員会に子どもを本当に入れるのがいいのだろうか、逆に入れない方がいいのではないかとということも含めて提案させていただきました。そしてそのこともけっこう長時間かけて議論したところです。もし大人だけで作るならば、先ほどの

前段でちょっと紹介がありましたけども、子どもだけの常設の子どもの委員会というのが必要だろうという話をしました。いろいろ議論していった中で、やはり中間答申でも、それからこの前のフォーラムでも、子どもの権利専門委員会の中には子どもも含むと、そういう風に書いて発表しているわけですから、いろいろ検討していった結果やっぱり直接的に子どもが参加して、子どもの権利委員会に参加して子どもの意見を十分聞き取るという形で、いろいろな検証作業が出来た方がいいだろうということで、結論的にいえばこういうまとまりをしています。あと人数に関しましてはお話にあった通りです。40%程度という表現は微妙だなと思っていますが、私とBさんが言ってきたのは40%から50%未満というような理解で、全体が12人であれば子どもは5人、全体が15人であれば子どもは7人ぐらいかなというようなことを提案して、話し合いがなされました。それからこれは書かれていないので説明しておきますが、子どもの定義でいいますと18歳未満ですので、例えば17歳の方が子ども委員として入ったら、2年の中で18歳になりますよね。その人は18歳になったら今度は子ども委員ではなくなるけれども、いわゆる専門委員の中には、任期の途中で年齢が上がったとしてもその委員を務めることが出来ると。つまり18歳とか、19歳とか、20歳とかあの辺がどうしても権利の狭間になってしまいますので、そこもちゃんとフォローして、17歳でなったとしても、17、18と、そういう風に専門委員会の委員として任期をまっとうすることができる。そういう風に考えて提案しています。子ども委員も例えばその17歳の子が18歳になれば、子ども委員ではなくなってしまうので、表現はやや難しくなるのですけれども、例えば15人であれば7人程度というよりは7人以内という方がもしかしたらいいのかもしれない。つまりその17歳の子が18歳になった時には、子ども委員の人数としては減るからです。ただ最初からすごく少なくないよという意味ではありませんので、誤解のないようにして下さい。以上、補足しました。

委員長 　あまり細かい組織のあれをというのは、さっき言ったように途中で18になってしまったら、それによって大人になって子どもの40%の率を切ってしまったらどうするのだという、そんな議論もあるわけですけども、この段階ではあまりそういう細かな議論をしてしまっただけでは本質を見失いますので、そういう問題があるということを認識しながら、基本的にここに書いているような内容の専門委員会というので、どうですかね。何かご意見があれば、W先生いかがでしょうか。

W委員 　最初子どもの数がちょっと少ない、4割って少ないかなと。この検討委員会の中で高校生3人ではなかなか意見が言えないという、そういう率直な意見が言われていて、それが委員会の中でいまだに解決されていないという現状がありまして、どれぐらいの割合を占めているかというのも、やはり自分の意見を言われた時にどれぐらいの人に分かってもらえるかというのも、意見を言うか、言えないかで

は大きいと思うんですね。そういう意味で考えて4割は少ないのかなと思ったのですが、今お話を聞いていましたら4割ちょっと超えてもいい感じなので、そこだけちょっと気になったのですが、あとははい。

委員長 最低4割にはしなくてはいけないという意味の4割で、4割を超えてはいけないというわけではないので。

W委員 上限を半分程度にということですので、いいのではないかなと思います。

委員長 なかなかこの辺がね。

L委員 ちょっと高校生の意見を聞いていただきたいと思うのですけれど、隣りに回してよろしいですか。

委員長 いろいろ考えて4割と言ったのだけど。

K委員 5割ぐらい、半分いるといいと思うのですが、私の意見では人数というより、私がこういう風に孤立しているのが逆に意見を言いにくいというか。それを変えろとかっていうことではなくて、やっぱり人数がいくら多くても、みんなバラバラだったら、それは意見を言えないのではないかなと。

委員長 バラバラというのは、この座席でございますか。

K委員 そうです。だから4割程度でも十分大丈夫だと思うのですけど。

委員長 Oさん、どうだい？

O委員 今この中に高校生が3人いますよね。25人中の3人ですから、もしこれが10人中の3人であれば、構成率は30%になります。そうすればまだこの場よりは意見が言いやすくなる。これが仮に5人中の3人だったら、ほぼ50%ですよ。そうなるともっと意見としては言いやすくなる。私も今、子ども委員会でこの3人で打ち合わせをする時に、事務局のSさんと打ち合わせをやっているわけですが、大人1人に私がいろいろ言っているわけですが、その時の打ち合わせはまったく遜色なく。

委員長 そうすると大人1人に子ども3人でだいたい対等というか。そんな単純ではないでしょうけども。

O委員 要は4割もいれば、それなりに意見は言えるのではないかと。

委員長 そして座る所はまとめて。

Y委員 人数に関しては問題はないと思うのですが、ちょっと気になったのが任期なのですが、2年というのですが、やっぱり2年間子どもが委員会を持つというのはちょっと厳しいのではないかなと。やっぱり1年のスパンで見ただけだと。2年になると中3から高1に上がって行って環境も変わって、あまりにも忙しくなってその専門委員会に出れなくなるというようなこともなきにしもあらずなのかなと思うので、1年で見ていただけると嬉しいかな。やっぱり2年って、子どもにとってはちょっと辛いかなと思うのですよ。

委員長 3年を2年にしたというところは、なかなかいい感覚だと思うでしょ。

Y委員 いいと思います。

委員長 大人を2年、子どもを1年という風に差を設けるのがいいのかという。Cさん、どうします？子どもの方からそう言われたら。

L委員 実は最初は3年だったのですよね。最初は3年で、いろいろ検討していく中で、子どもは2年にしましょうかという風になったのです。つまり今、渡部さんがおっしゃったような観点です。で、また議論して行って、でも大人を3年にして、子どもを2年にしてしまって、そこで差を付けるのは決して良くはないのではないかということになって、特に大人が3年目の時に、子どもが今度新しい子ども委員になったら1年目になりますよね。あまりにも落差が付いてしまうと、ますます子ども委員が意見を言えないような状況になったらまずいなということで、経緯としては、大人も子どもも同じにしようという風になって行って、3年を2年にしようという経緯になったのですね。説明致しますと。1年では何も出来ないだろうというのが、専門委員会としてはね。だから2年かなと。あとはここに来る子ども委員は、ある意味ではそれなりの意志を持って入ってきてくれる子だから、2年ぐらいは頑張ってくれるかなという期待を込めて、2年という風にしました。僕たちの考えです。

委員長 だからどうしても個別の事情で2年目は無理だとなったら、これは仕方がないですね。やめて別な人と入れ替えるしかなくなってしまふのかな、そういう特別な事情になってしまったらね。それぐらいの融通は、やっぱり2年ぐらいでスタートしていいのではないかな。それで難しい事情があったら、やっぱり、学校で忙しくなったら、そっちの方が大事だと言われれば、そっちを捨ててこっちに来いと言うわけにはいかないのです。その時に考えましょう。やっぱり3年でなくて、2年で行きます、これは。そんなところでですかね。これはイメージとしては、例えば市長の方から「今年はこんなテーマについて、皆さんで議論してもらいたい」と。例えば「札幌の子どもたちの参加の状況についてどうなっているか、調査、検討して下さい」という形で諮問が来たら、その審議をします。そして諮問がなくても、自分たちでテーマを決めてやるということ。それからその中で、例えば札幌市のこんなような子どもの状況はどうなっているのだということで、報告を受けるといふことも。だからかなり主体的に自分たちで決めて、報告を求めて調査をするという、そんなイメージなんですけどもね。いいでしょうかね。あと秘密を漏らしてはいけないとか、何とかというあたりの所は、これは条文に書き込むかどうか。書き込まなくても、多分専門委員会規則みたいのが当然盛り込まれるでしょうし、あまりここで敢えて議論しなくてもいいのかなという感じが致しますので。だいたいイメージとしてはいいでしょうか？問題はこの11ページ目からのオンブズパーソンなんでございますよ。いいですか。いろんな相談窓口は札幌市にたくさんあります。相談窓口だけは。しかしそれでは我々は足りないだろ

うということで、この間の中間答申で『子どもにとっては今が大事』と。ですから相談だけではなくて、やっぱり解決して、救済するということまで迅速にやる制度が必要なのではないかと。そのためには川西市が先にやっております、子どもの、あそこでは人権オンブズパーソンという制度がいいのではないかとということで、中間答申にも書いたわけですけども。オンブズパーソンを実際にやろうとした場合に、かなりこの。川西市の場合であれば、それだけの条例ができるように、詳しい内容に、膨大な内容になってしまうわけですよ。それをこの、我々の権利条例の中に全部盛り込んで、完結させてしまうということは、これは不可能なのでということが1つと、まだまだオンブズパーソンに関する市民の認識とか、理解というものがまだまだでございますよ。やはり札幌の条例が生きているか、死ぬかというのは、このオンブズパーソンと子どもの権利専門委員会が本物として動けるかどうかにかかっていると思いますので、オンブズパーソンについては骨格の所を押さえて、細かな所はオンブズパーソン条例を作るという形で、そのオンブズパーソン条例を作る中で、市民に対して理解を求めていくという、コンセンサスを得ていくという、そういう時間と手間をかけていかないと、今すぐオンブズパーソンだと言ってもそう容易なものではないという感じが致します。基本的には大事な所だけを条例に盛り込んで、それでその具体的な細かな制度は条例に譲るという、そういう形がいいのではないかとということワーキンググループで議論したのですよ。多分その点については、そんなに皆さん方も、私だってそのオンブズパーソンというのがどんなものかというのはまだ触ったこともないわけですから、未知のものでございますからね。少し時間をかけなきゃいけないという、そういう理解は皆さんも共通ではないかと思うのですが、問題はそもそもそのオンブズパーソンのようなものを作る必要がどこにあるのだという、ここの根本的な疑問に我々答えていかなければならないわけです。いろんな所に行きましても、オンブズパーソンなんてなんで必要なのだと。条例がなんで必要なのだということもさることながら、細かいとこにいくと「オンブズパーソンなんて何で必要なのさ」という、「いろんな所、たくさんあるじゃないの」と。「そこを充実させればいいのであって、そんな新しいのを作るというのはどうしてなの」ということを聞かれるわけですよ。だからそのあたりどう我々は答えて。いや、やはりオンブズパーソンを作るべきなのだとということ、ちゃんと説明しなければいけない。だから解説の中で書かなければいけないわけなのですよ。で、Lさん、なぜ我々はオンブズパーソンが必要なのでしょうか。

L委員 Rさん、どうしてオンブズパーソン条例が必要なのですか。

R委員 オンブズパーソンとは何かから説明した方がいいですかね。なぜ、必要か。まず今回の権利条例で子ども観の転換を図っていますよね。子どもはただ保護の客体ではなくて、権利の主体であると。で、オンブズパーソンというのはその理念に

基づいて、子どもの最善の利益の実現のために子どもに寄り添う機関なのですね。子どもをエンパワーメントしていくという機関なのです。札幌に実際いくつか、例えば児童相談、子ども電話相談、家庭児童相談、教育相談、いじめ電話相談、少年育成相談、北海道子どもの虐待防止協会電話相談、少年相談110番、子ども専用フリーダイヤル、子どもの人権ホットライン、チャイルドライン札幌、興正子ども家庭支援センター、心の教室、YOU・勇・コール、スクールカウンセラーなどなど、本当にあるのですよ、たくさん。しかしこれがそういう子どもの権利の理念に基づいた事業をしているのかというのは分からないのです。僕もよく分からないでやっているのですが、事務局の方に今資料を求めている、そのうち出していただけたらと思うのですが、そういった事業は確かにあるのだけれども、そこがちゃんと子どもを権利主体とみてエンパワーメントしている事業をやっているのか。ちょっと疑問符だと。それがまず1点目ですね。2点目としてそういう所は相談事業で終わっているケースが多いと。子どものオンブズパーソンの職務として3つあるのです。1つが相談事業、2つ目が個別救済、3つ目が是正と勧告ですね。オンブズパーソンには個別救済や是正・勧告という機能があり、それを法律で定める、法的根拠のあるより強い制度ですけども、それを持つことでいわゆる今まで泣き寝入りというか、本当に権利救済できずにいた子どもたちを救うことが出来るのです。この2点かな。

委員長 オンブズパーソンは3人以内として、オンブズパーソンが何をするかというと、『子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること』。ここが多分Rさんの言ったエンパワーメントに直結する所ですよ。相談して助言とか、支援をする、これが1つですけど、もう1つは『救済の申立を受けて、また、必要があるときに自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること』。そして3つ目として『前項の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること』。これが大きな役割になるわけです。私としては相談の窓口はたくさんあるけども、相談だけで終わるのではなくて、助言・支援含めて、最後は調整の機能があって、どうしても必要な場合には勧告まで出来るという。もちろんその勧告に対する強制力があるのか、ないのかということはありませんけれども、勧告まで出来るという、そういう制度というのではないわけですよ。ただ子どもの権利を考える時に、今の札幌にはそこまでの制度の必要があるのではないかという、この認識がなかなか分かってもらえない所が辛い所ですよ。なぜオンブズパーソンが必要なのだ。今の相談窓口で十分ではないか。いろんな所だってあるではないかと、そういう意見に対してはどう答えたらいいでしょうか。

P委員 この間、ワーキンググループで11時半まで延々とその問題を論議したのですが、事務局の課長さんがかなり説得力のある反論をしていましたので、最初にそれを

出してもらって、それにかみ合わせて論議した方がいいのではないかなって思います。もう1回、その辺を展開してもらって、委員の皆さん、どうですかと。事務局があまり歓迎してないのか、あるいはそれに反対が予想されるので、それを説得するためには敢えて論議をしているのか、その辺はよく分からないのですけれども、まず出してもらって論議した方が面白いという言い方は変ですけども、論議になるのではないかなと思います。

委員長　　そうです。ですから課長を我々が説得できないと、市議会は通らないかもしれないという、そういう大変重要な問題点の指摘ですので、お願いします。

事務局(課長)　別にオンブズパーソン制度に反対するつもりがあるとか、そういうものでは全然ないです。ただもし提案するとすれば、なぜオンブズパーソン制度という制度を導入しなくてはいけないのかということは、ある程度突き詰めて議論しなくてはいけないのでいろいろ申し上げたのですけども。オンブズパーソン制度は大きく簡単に言と、普通は電話相談を受けて、オンブズパーソンは3人ぐらいの、例えば弁護士の先生だとか、大学の先生だとか、医者先生だとかが任命されるのです。でも実際はその人がいつも受けているわけではなくて、その下に調査員だとか、専門員だとかという方が多分5、6人いて、その方たちが電話相談を受けるのです。その方たちが電話相談を受けた時に、その時はいじめられているだとか、いろいろ悩みを聞いて、それに対してまず人間関係を作っていくのですね。相手が調査員の人を信頼してくれないといろいろ話してくれないので、何回も何回も話して、心を開いてくれて、その人にいろいろ話してくれるようになってという、まずそういう関係を作っていくって、相談に応じると。先ほどRさんがおっしゃったように、大切なのは、他都市に聞きますといじめなどがあつた時に、最終的に解決するという。例えばAさんがBさんをいじめた時に「いじめているBさんが間違っているよ」と言って、それで解決がつくかということその部分もあるのですけど、実はいじめられているAさんに、たいていそのいじめられている子というのは言い返せない子らしいのですよ。そうするとその子がそういう行動を受けた時に「それは間違っているから、今度はやめて」と言えるようにしてあげるといふ、その力を付けてあげるといふことが大切らしいのですね。それがエンパワーメントということ。その子自身に力を付けてやるという、子どもの権利の基本的な考え方ですけど、それが大切だと言うのですね。その部分で解決する部分というのが非常に大きいらしいのですね。これはそのオンブズパーソン制度の中でも一番中核になる部分ではないのかなと。これは本音の所ですよ。本音の所で言うと、そういう他都市の方からは伺っています。それからその次に実際には調整という段階がありまして、これは例えばいじめがあつた時に、AさんがBさんをいじめている場合に、AさんとBさんの間にオンブズパーソンが入っていったってその問題を解決するという機能もあるわけですよ。ただこれはなかなか

か難しい問題がありまして、実は民間、つまりAさんとBさんというのは民間人同士なので、その間に入っていくというのは非常に難しい問題、特に加害者に対してオンブズパーソンが直接接触していく時には非常に慎重を要するのですよね。というのはもし「君はいじめているんでしょ」と言った時に、もしいじめていなかったらそういう風に言ったこと自体が人権侵害になるという問題もあるので、民間人に調整に入っていきのは非常に難しい問題があるのですよね。だから確かに調整というのは非常に大切ですが、民間で入っていく時には非常に難しい問題がある。それで実際にはそういういじめ問題があった時にどういう対応になるかということ、いじめたB君に対して入っていくというよりもむしろ、A君、B君が属している学校に対してものを言うということになるのですよね。だからそのオンブズパーソンはA君とB君の間に入っていくというよりも、そのA君、B君が通っている学校に対して、「そのいじめに対してどのような対応をしたのか。その対応の仕方は間違っていないのか」という対応の仕方になるのですよ。それで1つには、そういう対応をするということは、結局先ほど委員長もおっしゃっていましたが、ある意味では学校に対してはやっぱり、学校は相当抵抗があるところがありますよね。つまりそういう風に入っていくわけですからね。そういうところがあります。それも含めて調整なのです。だから調整というのは、子ども同士、民間同士の間に入っていき調整の部分と、それから行政に対して、個人と行政の間に入っていき調整という、その2つの面があります。民民の場合は難しいので、たいていそれは行政に対する調整という形になっていくことが多いということですね。それからその段階でもし解決がつかない場合には、今度は申立人に被害者が申立をして、その申立に対して今度はそのオンブズパーソンが調査をするのですよね。事実関係を。そして事実関係の調査に基づいて、例えば学校に対して「この事件では学校側の対応が悪かったから、こういう風にしなさい」という勧告を出したり、あるいはもっとその事件だけじゃなくて制度全体に対して「こういう風にしなさい」という。「いじめが非常に多いから、いじめ対策委員会を設けなさい」とかという制度勧告も出来る。そういう力も持っているのです。それから「こういう風にしなさい」と言った結果に対して、「その結果、どうなったの」という結果報告を求めることが出来たりとか、あるいは結果が不十分であればその結果内容を公表することが出来たりとか、そういう強い権限を持っています。その辺は言ってみれば準司法的な権限ですね。そういう権限を持っているという。そういうような3段階ぐらいがあるということですね。例えば100件悩みがあるとすれば、その準司法的な段階までいくというのはそんなに多くないみたいです。ちょっと私も正確に押さえてないのですが、5%ぐらいなのかな。だから多分90%以上はその前段階の相談と調整機能のところでのたいは解決していくという方向です。それで子どもの人権問題を考えていく

時に、普通考えなくてはいけないのは札幌の子どもたちに人権侵害があったとすれば、その人権侵害を救うために、どういうことが子どもたちに望まれているのか、まずそこからスタートしなければいけないのではないかなと思うのです。だから例えばその子どもたち自身が親身になって話を聞いてもらう、そういう機関が一番必要だと言うのであれば、そういう制度をまず検討していくべきだろうし、まずその辺のところの検討が必要なのではないかなと思いますね。それからもう1つは今、先ほどRさんもおっしゃったように例えば相談機関なんかはたくさんあるわけですし、そういう既存の救済制度は札幌にどういうものがあるって、それでさっき言った、望まれているものと比較した上で、今札幌の救済制度の中でこの部分が足りないのか。その足りない部分を補わなくてはいけないという風に考えていくのではないかなと思っています。そういうようなことの検討をした上で、もしやっぱり足りない、それで望まれているものと、それから通常他都市でやられているオンブズパーソン制度の部分の内容が一致するのであれば、それをオンブズパーソン制度に入れていくということが必要だと思うのですが、そういう検討を十分してから、こういうものの提案が出てくるのではないかなと考えて、この間ちょっとお話ししたところです。

委員長 はい。どうでしょうか。

事務局(課長) すいません。もう1つ。それから札幌市は今、行政オンブズマンという制度があるのですよね。これは行政に対する不服審査をやる所です。それで例えば学校に対して何か不備な点があるという申立をする時には、この行政オンブズマンでも出来るのです。だから結果的に、最初から例えば学校の子どもたちに対する、学校で部活で事故があって、その事故に対しての取り組みが悪いとか、そういうことであれば今現在のオンブズマン制度でも出来ます。ただやはり一般的には子どもたちが悩みを言うてくる時には、例えば学校のこういう所が悪いと言ってくるのではなくて、普通は「私はいじめで悩んでいる」だとか、「学校に行けなくて悩んでいる」とか、そういう悩みで言うのでしょから、子どもたち自身が通常のオンブズマンにそういう相談を持ちかけるというのは、確かに考えられないと思うのですね。だからそういう意味では子どもオンブズマンというか、そういう悩みを直接ぶつけられる所があるということは意義があると思います。それからもう1つ、ついでに。現在のオンブズマンの制度というのは非常にお金がかかります。こんなことを言ったら失礼ですけど、オンブズマンというそれだけの専門家を雇う費用とか、それからさっき言った専門員を雇う費用というのは何千万もかかるわけです。その人件費だけでもですね。何千万もかかるわけであって、オンブズマン制度を作るといことはそれぐらいの大きな費用もかかるし、人も配置しなくてはならないし、場所も用意しなくてはならないという制度です。そういう制度を作るだけの効果が実際にあると、これを作れば。ということがな

ければ、簡単には提案できるものではないということですね。

委員長 なかなか厳しい壁でございましょう。ここを突破しないと。多分、最終答申には書き込むことはいろいろ出来るかもしれないけれど、今の言ったようなところをきちんと意識して、答申を書かないと実際の条例化までいけるかどうかというのは、皆さん、分かりませんですよ。どうやったら今のいくつかの問題指摘に答えられるかね。ちょっとご意見をお願いします。

P委員 ちょっと質問しようと思ったのですが、今補足してくれたので。最初の子どもの悩みに答えるために既存のものを見直すというのと、他に金もかかると。金も人もかかると。それだけの価値のあるものを作らなければいけないと。3つ目がオンブズマン制度もあると。この3つ目に関わってもう少し説明してほしいのは、現在あるオンブズマン制度の中で、この間の話だと教育に関わる問題は2件だけだったと。そのほか行政に関わる問題がたくさんあると思うので、そこだけちょっと補足していただけますか。

事務局(係) 2件といいますのはちょっと数字が間違っていて、その時にですね。新しいのを金曜日にもらったので、その数字を言いますと苦情申立件数、申立件数になっているのですね。相談件数自体をオンブズマン事務局の方で把握しているわけではないということなのです。それで苦情申立件数ということになると、12年度から16年度まで5年間で、教育委員会で扱った受付件数というのは30件あります。そのうち生徒指導に関わるものということでいくと、この5年間で5件という内容です。あと学校事故に関わること、その具体的な内容まではちょっと分からないのですけれども、学校事故に関わるということで1件あります。そのほかの24件はそれこそ学校の新改築ですとか、学校だけではなくて生涯学習の分野とかになっていますので、そういった部分に対しての申立。図書館とか、そういった方も入っているという状況です。

T委員 今回の課長さんの投げかけはとてももっともな部分を含んでいるので、やっぱり丁寧に議論した方がいいと思うのですね。ただ残念ながらお金の問題は、私たちはなかなか実情が分からないので、ある面今動いているオンブズマン制度とか、他の類似の制度がどれぐらいの仕掛でやっているのか是非データを出していただきたいと思いました。それでちょっと戻って、なぜ必要かというところで、私なりの意見を言いたいのですけども、やっぱり札幌市が「子どもの権利条例を作ります」と言った時に、子どもの権利を保障していくという実効性を考えた時、侵害された時に子どもたちは、どこに持っていけばいいのかというところが問題になって、確かに既存の相談窓口はあるし、一定の対応を顔が見える関係でやっている、実質的な解決機能を果たしている所は他にもあり得ると思います。他方で市が独自に子どもの専門機関として、もしですよ。どうやってその専門機関性を確保するかというのは次の問題として、子どもの権利侵害に対応できる窓口と

どうか、セクションを、オンブズパーソンを設けるということにすごく積極的な価値があるとまず思うのですね。それと既存の相談窓口との違いを敢えて言うとしたら、おそらくこのオンブズパーソンのイメージで勧告が出来るとか、積極的な調整機能を果たすということが位置づけられるだろうということだと思うのです。ある程度やはり勧告というような一定の権限を背景にして、力を背景にして対応して調整していけるというところにすごく他の仕組みとの違いがあるだろうし、使い方によって非常に実効性のある調整機能を果たせるだろうと思うのですね。そこがとても大事なかなと思います。さっきいじめの例でおっしゃっておられたのですけれども、やっぱりいじめというのは主に学校現場で起きているというところが1つの特徴で、学校の先生たちの方が詳しいですけど、だから被害に遭っている子どもも、いじめている側の子どもたちもエンパワーしてというか、力を付けて、自分たちがそれぞれ生き生きと学校で生活できるようにする。そのためには子どもたちだけではなくて、そこに関わる大人、つまり学校の先生だったり、職員だったりという。あるいは場合によっては地域ということもあるかもしれないですけど、大人も含めて調整しながら解決を図っていく。そのキーパーソンとしてオンブズパーソンがいるというところがとても大事なのかなと思うのです。そんな風にイメージしているのです。是非ここも子ども委員の人たちの意見なり、質問を聞きたいという風にちょっと加えます。

W委員 先ほど課長からお話があったのですけれども、何のために、子どもにとってどういう場になって、それから何のためにどういう働きが必要なのかというのは十分検討しなくてはいけないと思うのです。ただ何か権利侵害があったら、それを解決する場として置いておくのだという考えでは、私は足りないと思うのですよね。一番大切なのは権利侵害の予防で、子どもがそういう権利侵害に遭わないということが最も大事です。そのオンブズパーソンが条例ではもちろん権利侵害の予防になっていくのですけれども、また施策も予防になっていくのですけれども、それと同じようにオンブズパーソンも権利侵害の予防になっていくと私は考えているのですね。現在、人権擁護委員会も勧告できるはずで、組織の中にも入っていけるはずで、そこで問題になるのは、先ほどお話がありましたように子どもが自分の力で解決していく問題なのか、それともそういうオンブズパーソンでも人権擁護委員会の中に子どもの特別なものを作ってもいいのですけれども、そういう他の力が必要なのかというあたりをきちっと、その子どもにとっての問題の本質をきちっと解明してあげなくてはいけないということと、それから最終的にその子どもが保護される、救済されるというのは、誰かを罰することではないという側面も入ってくるのです。とても難しいものなので、どういう形で置いていったらいいかというのを、よく分からないのですが、この条例の条文の最後にポンと付け足すような形で置いていいのかなと。その骨格まで出すと言われていた

のですけども、それにはちょっと、自分としては疑問を感じて。また別条例とするということであれば、最初からなぜ必要なのかというあたりからきちっと話し合っ、組み立てていかなければ、そこに入った委員もそうですし、人権擁護委員会との連携がどうなっていくとか。現在の札幌のオンブズマンというのは、やっぱり優先順位があってより多くの人に関わる問題について、先に解決するように動いていくと思うのですね。そうなった場合、子どもが軽視されるということで子どものオンブズパーソンが必要になってくると思うのですが、問題はやっぱり予防の働きもしてほしい、最終的に問題の本質をきちっと解明して、周りの大人や関係する人たちにそこを理解させるような力を持ってほしい、そして解決されるまできちっと責任も持っていてほしい、そして各擁護委員会とかそういう所とも連携してほしいとなっていくと、すごく欲張りな話になるのです。とても札幌は広いですから、大都市の札幌ですからなおさらのこと必要だと思うのですが、一番大事なのは中間答申にも書かれていたのですが、子ども独自の、子どもということが優先されて、そしてそこで解決される問題も子どもの成長につながっていくということが優先される、そういう場が欲しいということなのですね。私はちょっと不勉強でよく分からないですけども、それが子どものオンブズパーソンという名称で入ってきているのだと思うのです。すごく難しい問題なので、ここでボーンと骨子を書いて、次にバトンタッチねという風になると、そこで責任を持てるのかなという疑問はあります。だからなくていいとは思わないですけども、すごく疑問は感じます。以上です。

V委員 必要か必要ではないかという前に、私は現場にいる人間として言うのは、1つは言葉は変かもしれませんが駆け込み寺的になるのかなと。実際に私は中学校の現場にいると、いろんな問題が起きると今の特異な例かもしれないですけど、市教委の方にボーンと行って現場が何も知らないで、市教委の方から聞かれて「そんなこともあったんですね」ということにとまどいを感じることもあるのです。実際にこの例えばいじめであるとか、そういうことについてもいろいろなアンテナを張っているつもりですけども、そこが十分でないとか、あるいはその当事者とか、あるいは保護者の方との関係があまりうまくいってない場合には、そこは飛ばされるなど。そういう面では非常に現場にいると全然違う所からいろんな声が出てくると、そういう生徒、保護者との信頼関係もありますし、あるいはそういった部分の行政が介入するわけではないのですけど、そういうものが来るというのはやっぱり現場を見てくれてないのかなという意味ではちょっと残念だなという思いがあるというのが1つです。逆にいろんないじめや虐待を考えてみますと、私の経験でも例えばいろんな形で相談活動をするわけですけど、児童相談所などにいろいろ話もします。実際には組織の中で、この人数でもう目一杯で、それこそ内容ではっきり言って緊急性があればやっぱり対応してくれますけれ

ど、それはある意味で「学校の方でまずはやって下さい」という部分が多いのが実態なのですね。ですから、そういった面ではこれの運用というか、どこまで関わるといふか、ちょっと私も分からないのですけれど、そういう面ではやっぱり1つの組織だけで今抱えているものがある程度改善されるのであれば、それは私は必要だなという風に1つは思います。3つ目は先ほど課長も言っていたのですが、既存のそういう窓口というのがたくさんあるのですが、私たちも相談する時に「ここに行きなさい」「あそこに行きなさい」と現場にいてもうまく言いつらいといふか、言えない部分が多いです、正直言って。いわゆる「そういう学習障害的なところだったらここですよ」とか、「いじめとかそういうことで悩んでいたならこういう所ですね」ということをもう少し体系化して、現場も含めて勉強しなければならないなというのを非常に強く感じます。それは先ほどお話があった中で、いわゆる相談や調整できると90%以上は解決できるだろうなということが言われましたので、その部分についてはこれから皆さんでその体系化とか、あるいはどのようにしてそういった方々に周知、啓発できるかということをやっているかなければならないなと感じました。そのことですべき、すべきでないといふのは、私自身はちょっと言えませんが、何かそんな危惧する所とか、こうしていかなければならないといふことは、今感じていることを伝えました。

委員長　　どうでしょうか。はい。

事務局(課長)　川崎が条例を作った時に、ここの権利侵害の部分というのは附則に載っていたのです。2000年に条例ができて、2001年にオンブズパーソン条例ができて、その時に本来であればオンブズパーソン条例ができたら附則から外してしまうのですけれど、外してないのです。なんで外してないかといふと、その附則の中の目的の中に先ほどWさんがおっしゃったように、虐待等の予防という部分が入っていて、権利侵害からの救済及び回復というオンブズパーソンの方は一応対策を講じたのですが、虐待等の予防の部分がいまだに完全に対策が取られていないので、その部分を実は残してあるのです。オンブズパーソンは出来たけれども、先ほどWさんが権利侵害に対して何が大事かといったら、やっぱり予防が大切だといふのは、やはりそうなのかなと。川崎においてもその一番大事なところは解決されていない。結局、この権利侵害に対して考える時に、何をしなくてはいけないかといふ時に、起こってしまったからその事件を解決するといふ部分と、それから起こらないようにするためにはどうすればいいかといふ部分。例えばむしろ予防が一番大切だといふのであれば、むしろ予防のところを中心に重点を置くにはどうしたらいいのかと。権利侵害で子どもたちがそういうことを起こさないように、そういう教育をすることの方がむしろ一番大切だとか、そういうことも出てくるのです。だからそういうことも含めて検討しなくてはならないのではないかなと思うのです。

委員長　　そういう問題の捉え方をすると、僕はダメだと思うのだよね。やっぱりそこで悩み苦しんでいる子どもがいる。この子をどう救うかという。予防というのは大事ですよ。大事だけれども、オンブズパーソンは予防のための制度ではないはずですよ。結果としてそういう効果はあるかもしれないけれどもね。あくまでも人権擁護委員会だとか、勧告できるのがあるのかもしれないけれども、課長は準司法的などという言葉遣いをなさっているけれども、このオンブズパーソンというのは中立の、子どもと学校の中に立ってどっちからも等距離で調整するというのではなくて、子どもの代弁者だということで調整するというのが、このオンブズパーソンの大きな特徴ですよ。相談というのは、相談だけですよ。多分、人権擁護委員会だって子どもの立場に立って、代弁者として例えば何かをするというような、そういう視点はないのではないかと思うのですよね。ですから子どもに寄り添って、子どもの代弁者として、その問題をこの子のために解決してやる制度。しかしそれは学校の先生とか、何とかという内部の者ではなくて、外部の第三者機関としての意味というのは、これはあると思うけど。それは作りたくないと思えばいろんな理由は出てくるけれども、作ろうと思っていくべきではないかね、これ。

L 委員　　今、委員長が言った通りだと僕も思うのです。予防はすごく大事ですから、結果的にこういう制度を作って、そしてそれこそ先ほどまで話していたように、例えば推進計画を作って、いろんな機関を作ってということで、子どもの権利自体が普及と言いますか、理解されてくればいろんな形で権利侵害の予防になっていくと思うのです。でも現実的には他都市のオンブズパーソン制度でも意見を聞いたり、調整したりという相談業務であったり、調整業務であったりというのが非常に大きな比率を占めていたとしても、やっぱりそれだけでは解決できないところで、例えば勧告みたいな形で強く出ていかなければならないような状況というのがあるわけだから、それをちゃんと出来るような制度としてのオンブズパーソン制度が必要だと思うのです。それからこれは随分前にこの委員会に子どもに優しいまちづくりということで、自治体が今どんなことをしなければいけないのかということをもとめた本を、僕は未来局からいただいたのですけれども、この14ページでも「子ども固有のオンブズ制度がなぜ必要なのか」ということをけっこう一生懸命書いてあります。やっぱり一般的な、札幌市にもオンブズマンがありますけれども、子ども固有の権利侵害に対して、子どもに寄り添って解決を図っていく、そういうことが一番大事なことであって、既存の札幌市のオンブズマンでは出来ないことというのが、やっぱりそこにあるのではないかなと思うのです。一般的な札幌市のオンブズマンは市政に関することがメインですので、どうしても時間や件数、いろんなことを考えてみても、そちらに比重が入っていくと思うのです。子どもに寄り添ってという観点が必要だからこそ、今、僕たち

は子どもの権利条例を作ろうとしているわけであって、その子どもの権利条例の中に救済の組織として子どもオンブズパーソンですか、これはやはり正当に位置づけられる必要があるだろうと思うのです。あと1つだけ質問したかったのですが、5年間で生徒指導が5件、学校事故が1件と言いましたよね。そうですね。この生徒指導、学校事故というのは市の義務教育ですか。

事務局(係) 市立小中学校です。

L委員 市立小中学校ですか。僕が聞きたかったのは市民オンブズマンで、今の既存のオンブズマンで私立の高校や、道立高校には介入できるのか。

事務局(係) 介入できませんよね。市立の機関に対してだけです。

L委員 ですからやはりこの市民オンブズマンがあるから、そして学校ではこういう風に何件ありましたと言いましたけれど、結局それは市立の小中高やそういう機関でなければ介入できないわけですから。

事務局(係) 介入できないですね。

L委員 ですからやっぱり必要なだろうと、僕は思うのですね。

事務局(部長) ちょっといいですか。オンブズマン制度といいますが、今日、リーフレットをこうやって出しておりますけれども、この検討委員会で本当に本格的に議論されていくということで、私ども、先ほど課長もこうやって申し上げましたけれども、子どもの権利条例はそもそも救済も目的の1つにございますし、そういう意味でオンブズマン制度を否定しているということはまったくございません。ただ既存のオンブズマンというのが一方ではこうやってございますので、ですからそういうものを例えば今後いろいろ検討していく中で活用できないだろうか、あるいはそういう新たな権限を加えていくことは出来ないだろうか、そういった議論が必ず出てまいります。そういった意味で、子どもに特化していく必要は私どもも考えておりますし、ですから本当に他都市の状況も含めて、そして今の札幌市のオンブズマン制度の権限ですとか、そういったものをきっちり土壌にして、そして議論していただければ、私どもも内部的にも説明もそこで出来ますし、まったく否定からスタートしているものではございませんので、そういうあたりをご理解いただきたいなと思います。

W委員 ちょっと論点がどこにあるのかわからなくて、事務局は否定されていないと言っていて、必要性をここで話し合ってくださいというあたりが、私はよく理解できなかったのですが、何が、どういう子どもオンブズパーソン制度が大事なのか。救済は絶対第1に来ますね。で、予防が来ますよね。それは否定されていないと。あとはお金の問題と、既存の働きのところでも重複したりするのを、もっと効率的にやる方法はないかということが提案されているのかなという気がするのですよね。せっかく先ほど高校生のご意見をと言ったので、私は聞きたいです。

委員長 今問題にしているのは、このオンブズマンを作るべきだという提言を、我々がするにあたってはいろんな疑問が寄せられ、反対意見も来る中で、それらをきちんと論破というか、出来るだけの、そうして我々は最終答申に入れるという。その我々の足場をしっかりとしておかなければいけないということで、敢えて想定される反論を1つ1つ考えているわけです。

B副委員長 事務局側が言っている内容というものに、そこにグッと引き込まれてしまうとなかなか答えが出てこないだろうと思うのですよね。確かに事務局が言うようにいろんな相談機関があるし、子どもたちの行ける場所、また親が相談に行く場所というのは本当にたくさんあると思うのです。これだけ相談機関とかいう所があって、問題が少しずつ少なくなっているのかという問題ですよね。子どもたちの問題というものは、むしろ増えているのではないだろうか。我々が子どもの実態というか、現状というものを分析してくる中で、決して救済がなくていいというような結論にはなっていないで、もっとそれを結論的には救済しなければならないのだというようなことが出てきているという。それでは救済をしていくというのが、今やっているものにさらにそういう相談機関だとか、例えば学校でやっているスクールカウンセラーとか、そういうような心の相談員か、そういうような人方をどんどん増やせば、本当に今の子どもたちが抱えている問題というものが解決していくのだろうか。それもちょっと疑わしいと。でもそういうことも確かにやらなくてはならない。だからこれは2者択一の問題ではなくて、並行してやらなければならない問題だということを捉えなくてはならないだろうと。だから今やっている施策というものも十分に、それは厚みを増してやっていくことも必要だし、片や救済を迫られている子どもたちというものを現実に救っていく手立てというものも必要なのだと。片方があればいいのだという問題ではないということをしっかり押さえなくてはならない。非行少年の問題がいろんな機関でやっている相談機関があるけれども、それではその機関の所を手厚くしていけば少年院はいらないのか。犯罪の刑務所は本当に減らせばいいのか。逆ではないか。今、刑務所の数がどんどんまだ地域に増えていく。そういうような状態の中で、やっぱり同じことではないのか。片方が良ければそれでいいのだという論理ではないのではないのか。やはり並行した形の中で、救う子どもたちに対しての施策というものをしっかりと押さえなくてはならないし、全体的なケアをしていかなければならない所は、ケアとして厚みを増していかなければならないのではないかと、ちゃんと押さええていくべきだということを感じます。

委員長 はい、はい、どんどんご意見をどうぞ。

R委員 その前に是非聞いてみたいことがあるのですが、Kさん、いいですか。さっき僕が16個ぐらい救済の窓口とか、救済の機関を言ったのですよね。覚えていますか、さっきつらつら言ったのですけど。そのどこでもいいですけど、私は相談の窓

口を知っていると、実は知っていたことは何かありますか。教えて下さい。

K委員 窓口ですか。電話とかでも？学校で配られる、こういうカードみたいな、あれ、名前が分からないですけど。あれは知っています。

R委員 どういう相談をするとかっていうことは？

K委員 いじめとか、何でも子どもの。ありますよね。持っています。今はないですけど、持っています、ちゃんと。

R委員 さっき僕が挙げた16個の救済機関、これは市民ネットが調査した時に、札幌の子どもたちのいったい何%が利用したこと、実際に相談したことがあるかで6%だったらしいですよ。他にもあまり知られていないという調査結果があったらしいんですけど、Kさんが知っていられて良かったなと思ったんですけど。実際、僕らは何が望まれているのかで、札幌の現状を考えなくては行けないと。僕らはやりましたよね、出向き調査とか、懇談会とか。その時に幼小部会は独自のアンケートを作ってやったんですけど、「困った時に相談できる人はいますか」と聞いたのですよね。相談する人ももちろんお母さんという人が多いんですけど、相談する人がいないというのが約1割いるのですよね。こういう子どもたちってどこに駆け込む、さっき駆け込み寺という言葉が使われましたけど、どこに相談するんだろうと考えた時に、やっぱり子どもに寄り添う人がいなくてダメなのではないのかと思うのです。それとさっきちょっと前もって聞いたんですけど、子どものアクセスの容易さというのも重要ですね。子どものオンブズパーソンの場合、川西の場合ですけども、1回起草ワーキングで言ったのですけど、子どもが電話した時に、一番最初に相談員に電話するのですが、聞くことは「どの人？」と聞けらしいのですよ。電話越しに。それはなぜかという手元にパンフレットがあって、相談員の顔があるのですね。で、どの人と話しているのだからかって、もうわかっているのです。子どもは。そういうアクセスの容易さがあるし、川西の場合はオンブズの機能の中に普及ということがあるので、子どもたちにオンブズのアクセスのしやすさということで、パンフレットを使ってやっているのですけど、そういうこともあって例えばさっき5%に満たないということをおっしゃっていたのですけど、実数を言いますと川崎の場合、4年7カ月で受けた相談は延べで2,661、月平均48ですね。1日1件以上は来ているわけですよ。そのうち調査活動が行われたのがちょうど30件ですね。それが申立による調査というのは24件。オンブズが自発的に行った調査が6件。これ、どうなんですかね。ちなみに川西というのは15万都市ですね。4年で30件。片や札幌は187万都市、5年でちょうど30件。実際そのうち内訳を見ると、子どもの人権に関わるのは6件ですか。実効性という点ではどうなのでしょう。子どものアクセスしやすさ、子どもの救済機関としての役割を果たしているのですかね。札幌187万都市で、実際子どもは10何万いると思うのですけど、やはり救われずにいる人はいるのでは

ないかと。そういう子どもたちに目を向けることはとても大切だと思うのです。で、それはやっぱりこの条例に盛り込みたいなと思っているのですね。ちょっとこれ、答えになっているのかな。と思っています。で、市民オンブズとの連携に関して3点言われましたけど、それに関しては例えば皆さんがお持ちの『川崎発子どもの権利条例』の中に書かれているように、向こうは市民オンブズが先あって、人権オンブズが出来て、その統合オンブズということをやっているのです。こういう先行自治体があるのでそれを研究していただければ、けっこういいものが出来るのではないかと考えております。長くなってすみません。

T 委員 ほとんど補足ですけども、やっぱり一番行政で進めていく時にさっき言われたお金の問題とか、マンパワーの問題が出てくるから優先順位という話が出てくると思うのですが、そこはきっといろんな工夫で十分とは言えないかもしれないけど、乗り越えて行ける部分があるのかなと。ただ他方でおっしゃる通り、いろんな既存の所がどんな風に機能していて、どう機能していないかという所を押さえた上で、ここの立ち上げをイメージしていくというところはとても大事なことだと言いたいのが1点と、それから今、Rさんが言われたこととか、他の方が言われたことに関わって言うと、やっぱり顔が見えていないと相談はなかなか機能していないというのが大原則としてどこでもあって、子どもたちが「こういう人がいます」というだけで相談できるかといったら、多分それはおそらく写真だけでもなかなか相談しづらいただろうと思いますよね。どういう所で、どういうことをしている人なのかということがせめて分からないと相談はしづらいただろうなと思うので、どう使い勝手がいいものにしていくかというところは次の課題としてやっぱりあるなと思います。

委員長 はい、どうぞ。

I 委員 オンブズパーソン制度について勉強不足でちょっと意見として説得できるだけのものがないのですが、私が最初オンブズパーソン制度を考えたのは、要するにこの子どもの権利条例を作って、子どもに力を付けていくという予防と言っていた部分を、本当に守っていくということで作っていったのだから、その延長線上としてさっきの専門委員会があり、やっぱりこういうオンブズパーソン制度が子どもの権利条例を推進し、完全なものにしていくためには必要な制度なのだろうか、子どもの権利条例にのっとった形で、要するに相談を受け、調査をし、勧告をしという、その流れにとって必要なものだという風に押さえていたのですよね。だからそういう風に言われて、でもねって。でも今までいろんな所はあるのだけれども、それはそれなりに一生懸命やっているだろうから、そこで不十分なこととか、そこは子どもに寄り添ってないのではないかとか、そんなことは言えないのではないかなと思うのですよね。だからそういうことではなくて、やっぱり1つの制度としてこの流れの中で、私はきちんと位置づけたいなというのが1つ

あるのです。それともう1つ、この間のフォーラムで子どもの意見を聞いていて感じたのは、気軽に駆け込んでいける所というのかな、そういうのがやっぱりすごくたくさん必要なのかなということを感じて、それをどうやって作るのだろうと。それと今回のオンブズパーソン制度というのは、もっと専門家を入れてとか、3人でとかという風にして、すごく専門的に確立されたものですよね。それはそれで必要だけでも、もう1つそういう気軽な駆け込み的な、こういう役割、勧告・是正というところまでそこが全部持つのではなくて、何かもっと違った形というのにも必要なのかなということも感じました。

S委員 すいません、途中、抜けてしまったので、やっと少し見えてきたのですが、権利条例を作っていて、それを実効性のあるものにしていくためにはやっぱりオンブズパーソン制度というのは絶対必要だろうと思うのですが、実際それがどのように機能していくかといった時に考えたら、自分も全然関係ないですけど、この紙に載っている相談窓口の1つを担っている立場から言うと、確かに年に子どもさんから様々な苦情とか、訴えというのが来るのですよね。来るのですけど、さっき言ったようなテレホンカードぐらいの大きさの紙に、相談窓口一覧として載っていて、子どもたちに配ると、配ったあとはすぐ電話がガーッと来ます。来たうちの8割がいたずら電話ですね。なんかバーンと切られたり、そんなのが多いのですよ。その中でも実際に本当に悩みのある電話というのが来るのです。いつ来るかということ、実は夜が多いですよ。9時とか、10時とか、11時とか。実効性のあるオンブズパーソン制度をきちっと導入していった時に、本当に子どもたちの生の声、「今、親から出て行けと言われて、行くところもなくなってしまった」とか、「今、親もいないから、全然帰ってこないから電話したのだけど。寂しくて電話したんだけど」という、本当の救済を求めている、本当に何かヘルプを出す人というのは5時や、6時の時間帯で電話してくる人はほとんどいないですよ。そうするとそれが実際にどう稼働していくかといった時の問題。パーソン制度を作りましても、土日をはかした平日の5時までの時間帯でという中で運営していくと、それが本当に実効性の伴ったものになっていくのか、機能していくのかと考えれば、今、既存であるものをうまく活用しながら、その中でいかにしてそれをオンブズパーソンとして位置づけていくかというようなものを、僕が言ってどうなるかという気もするのですが、その辺というのはまったく別組織として立ち上げるのではなくて、今、既存であるものの中でそれを形を変えながらとか、より有効に活用できる方法として位置づけていってというのはできないのかなというのを、逆に聞いてみたいと思います。

R委員 それはまさに一昨日、僕が起草ワーキングで言おうと思って、途中で課長に取られてしまったから全部言えなかったのですが、最後、僕、市の機関の責務というところに書かせていただいたのですが、事務局は設置した方がいいですね。い

わゆる相談員です。その際の相談員、及び事務局は構想では未来局がいいと思っているのです。その前に子どもアシストセンターというのが相談員、すでにもう寄り添っている形で電話相談しているというお話を聞いていたので、新しくレジメを作って臨んだのですが、結局最後まで言えなかったという次第だったのです。そういう意味で、僕は既存の活用というのはアシストセンターの活用と考えていたのです。

B副委員長 オンブズパーソンの組織そのものというのは、シェルターではないのですよね。だから何か子どもが助けを求めるといって、それをオンブズパーソンが即引き上げて、そしてそれを一時保護するとか、そういうことではないということですよ。そういうことをするのは、今、既存の組織がどうしていくかと。どう対応するかということを探みを増していく。まさにそこに深みを増していくということなのです。深みを増していった後で、のちにオンブズパーソンの方に問題を投げかけていく。だからまず子どもを保護していく。身の安全を確保した上で、それでオンブズパーソンの方に問題を投げかけていくというようなことであって、だからその辺のところをしっかりと分けていくというか、今ある既存の組織とオンブズマンとをどうつなげていくのかということを整理しなければいけないだろうと思うのです。それと今ある市政のオンブズマン制度そのものと、これから我々が作ろうとするオンブズパーソンとは整理の仕方によっては、もうちょっとドッキングさせられるような形があるのか分からない。その辺は今後十分検討していけばいいだけの中身であって、我々はそこまで検討する必要はないだろう。それは次の人に委ねていけばいいのではないだろうかという気がするのです。我々はここでそういう救済制度を作っていくのだということを、しっかりと打ち出していくということを確認しておけばいいのかなということを感じています。

P委員 Bさんの意見と同じですが、是非子どもの権利条例の中にオンブズパーソン制度というのを盛り込んでほしいと。それは先ほどBさんが言っていたように、子どもの問題はむしろ増えていると。それは私たちが中間答申を出した時点で、札幌の子ども現状というのは国連の子どもの権利委員会が指摘していることと同じだと。そういう風に出したわけですよ。そういう子どもの問題を救済するための機関として是非必要だと。国連の子どもの権利委員会の2004年度の最終所見の中に、そこに関わる部分があるのですよね。独立した監視機関というか、それを作れと。作るべきだと。日本にそういうのはないと。地方の中に「3つの県において」と書いてありますけれど、「地域オンブズマンが設立されたというのを歓迎する」という風にしてあるのです。で、子どもの権利委員会は国の段階でそういうのを作れと。スウェーデンだとか、そういう所の、先進国のを学びながら、そういうのを作れという勧告をしているのだと思うのです。それで私

は川西市のこういうレポートがあるのですよね。これは未来局に言ってもらったのですけど。是非委員の皆さんに配って、これを読んでもらったらいいと思うのですよ。具体的にどんな活動をしたかのというのは、かなり細かく記載されていて、ああ、やっぱりこういうのがあるととてもいいなと思いました。川西では先ほどRさんがちょっと触れていましたけども、2004年かな、これ。502件のうち173件が子どもからのアクセスだったというのですよね。実際に私も子ども電話相談を知っていますけども、時間帯も時間帯だから子どもが直接電話をかけてくるというのは本当に少ないのですよね。ほとんど親です。子どもたちがそういう風にアクセスできる機関がどうしても必要だと。そしてその中の問題が16%がいじめなのだそうです。先ほど課長が言っていたように、そういう話を聞きながら、子どもの声を受け止めながら、話をする事でかなりの部分は解決すると。実際に調査したというのは5件だと書いてありましたから、そんなに大きな数ではないのだと思うのですね。5件は調査しながら、間に入って、その関係を回復するとか、勧告するという事もあるのかもしれないけども、多くの部分は当事者間の調停という、間に入って関係を回復するところにある大きな努力を注いでいるのです。その結果、子どもたちが元気を取り戻したという例が報告されていました。子どもって信頼できる場所でないと相談しないのですよね。いじめの問題を学校でなぜ教師に相談しないかという、この間フォーラムで出ていましたけども、相談したら悪い結果になったという。これはもう本当に私もいろいろ経験しましたが、下手なとか、不十分な対応の仕方をするとかえって大変な状況を生み出すのですよね。だから簡単に子どもが親や教師に、自分がいじめられているということを訴えないのですよね。で、第三者機関がどうしても必要だと。そういう顔が見えて信頼できる第三者機関。オンブズパーソン制度というのはまさにそこなのだと思うのですね。既存の相談機関を充実するというのも、さっきBさんが言ったように、両方やればいいんですよ。オンブズパーソン制度も、既存の相談機関も充実すればいいのです。ただ相談機関というのは、あくまでも相談機関なのですよね。それを越えて調停するというのは、よっぽど特別な場合以外は出来ないのです。簡単にやっばいいけないことだと僕は思うのですよ。相談機関は相談機関の役割を持っているのだと思うのです。そういう点からいうと、是非この中で検討して、大枠は作って、条例に入れて、あとは具体的にオンブズマン条例というのを今後また検討してもらって、早急に作るという方向を是非取ってもらいたいなと思います。

委員長 なかなかやっばいこの調整機能というけども、その調整機能が出来る機関が札幌市内にありますか？ないと思いますよ。調整という、しかも迅速にというか。僕は相談の窓口はたくさんあるかもしれないけども、調整出来る機能を持った制度というのではないと。それだけでもうかなり意味があるなと思いますね。特に私

なんか学校の方での関係で、親から依頼を受けて「うちの子どもがどうにかなっているんで」と。「学校が悪い」と言った親から依頼を受けて、学校へ行ってみるとどうも親の言い分もどうかなという話になってくるわけです。そうすると学校の先生は「先生、よく来てくれました」と。「もうお母さんにいくら説明しても分かってもらえなくて、誰かに聞いてもらいたかった」と。学校の先生が「よく来てくれました」と、我々を歓迎してくれる場面というのを何件か体験したことがありますよ。そうすると自分自身はこっちのお母さんから依頼を受けているのだけでも、実際は学校との間に入って調整作業をするというケースがあるのですよね。ですから弁護士で依頼を受けたから、何でもかんでも学校と対立的にやるばかりではなくて、それを調整しなければならないという事案にであった時にないのですね。そういう調整するための機関が。だから自分たちでやっちゃうわけですけどもね。ですから調整の機能が大切だということは、皆さんも共通のご理解をいただけたらと思うんですけども、そういう機関がないのだったら、作った方がいいのではないですかね。それじゃあ、ダメですか、課長さん。「そんなんじゃあ」という方たちに、課長がというのではないですよ。いろいろ言うてくる人たちに説明つきませんか。調整する機関がないじゃないかと。

事務局(部長) お答えしますけども、結局権限を、どういう権限を持たせるかというのがありますよね。今、我々、こうやって行政を執行している中で、例えば民間の争いには当然入っていきませんよね。例えば住民と市役所の関係ですとか、行政の関係ですとか。そういうことは出来ますけども、例えば紛争解決をする時に民間の中にはなかなか入っていきません。ですからオンブズパーソン制度を作った時に、その調整の権限をどういう風にして実効性たらしめるかというか、そういうことを考えていかなければいけないのだと思うのですね。ですから先ほどの相談機関ですとか、たくさん出てきていますけども、これもやっぱり権利条例を作って、さらにそれを子どもの視点で一緒に考えていこうと。こういう風にしなればいけないですし、もう1つはやっぱり権利救済の部分は絶対にやらなければいけないと思うのですね。ただ、それでは調整で解決する時にどういった権限といいますか、入っていける権限をどういう風にして付与していくか。そういうところを詰めていくというか、作っていく必要があるだろうと思うのです。そして最終的には訴訟ですとか、そういう形になるのかもしれませんが、そういう所がきちり確認できて、「こういう制度ですよ」という形であれば、それは既存の制度が活用できるか、あるいは独立してまた作らなければいけないか。そういう検討はまた行政として進めていくわけですから。ですから今の委員長の質問に即答えられませんけれども、我々とすれば出来るだけいいものを、そして実効性のあるものを、こうやって答申していただければ、それを我々は内部に対してもきちり説明してまいりますし、出来るだけ制度化できるように。必要な

ものであればきっちり制度化出来るように取り組んでいきたいと思えます。否定からは始まっておりませんので、よろしくお願ひします。

委員長 いろいろ挙げていただいた必要性の問題とか、既存の窓口との関係、それから窓口だけではなくて、行政オンブズマンがあるではないかというような疑問に対しては、ちゃんと答えられるのではないですかね。だからそんな難しい。ただ予算がない、金がないというのは、これはちょっと。そこまで我々はちょっとね。どこから金を作るところまで考えるとと言われるら困りますけども。これは我々の管轄するところではないだろうなと思うのですよね。弁護士会だってそうですよ。一般法律相談があるから、それでいいではないかというのではなくて、ちゃんと子どもの人権相談窓口というのが別にあるわけですよ。やっぱりBさんも言ったように「別なのがあるからいいんじゃないか」って。それはそれでより専門的に特化したものが必要なのだということがあれば、やっぱり重なる部分があっても、要するに「行政オンブズマンにはそんな子どものことまで世話をかけません、全部こっちでやります」というぐらいのものになっていけばいいだけの話であって。そんなに本質的な問題点ではないなという気が致しますな。

A副委員長 事務局の方から「否定から始まっているのではない」ということで、おおかた否定されていないということは認められている部分があるという風に、私も感じたんですけど。例えばVさんのお話のように、やはりいろんな相談の場所がある。学校で相談を担当する側からすれば、教育委員会も動きづらそうだし、あるいは学校の立場からしてもそれぞれの学校の事情があった場合に、どこを活用するかという場合に選択の幅が広がってほしいという発言があったので、やっぱりあって良いものだなということが感じられましたし、Sさんのお話のように子どもたちに直接門戸を開放するということの1つの意味があるということですし。私、この条例委員会が提起したために、総合的に相談窓口を検討するようになったということは歴史的なことだと思いますね。それぞれ子どものこれから施策を考える時に、相談についてはこういうことを検討した結果、今までの子ども施策は良くなかったというような反省を加えた例はレポートの中に私はないと思えますね。ですから総合的に見るという観点を、この際を契機にやはり大切に、その判断をして必要だということになったと。で、議員の中にお金の問題、「何を考えているんだ」と言った場合に、では、この問題をお金の問題として整理したら、どんな影響が現れてくるかということ、その議員に説明していただきたいと、私は感じました。ですからこの問題は現実的なところから判断するべき点もあります。つまりこれをより充実させるという意味で、いろんなものを検討する必要はあります。しかしこれを成立させていく時には、やはり今までにないものを提案していると認識していただいた方がいいのではないかなと思ひました。以上です。

委員長 はい、どうぞ。

P委員 ちょっと1つだけ補足させて下さい。学校だとか、教育委員会だとかという所は、先生方は多分子どものオンブズマン制度が出来るということ、なんかちょっとプレッシャーを感じる所があるのではないかなという気もするのですね。でもその川西の体罰事件の事例というのが出ていて、それを読んでいるととてもよく分かったのですが、子どもの訴えがあった時にその学校に問題がありますよという投げかけ方は何もしていないんですよ。子どもの話を聞きながら、学校と子どもとの間に入って、子どもの声をどういう風に代弁しながら学校がこれから子どもと関わっていったらいいのかという調整をすごく丁寧にしているんですよ。そういうものというのは教師や、学校や、教育委員会にとってはとても有難いことだと思うのですよ。今までそういうことをしてくれる所はなかったから、どうしても親は相談機関に電話をかけても、僕らは子どもの声を聞いたり、親の声を聞くけども、「こうしなさい」「あしなさい」なんて簡単に言えることではありませんから、結局は子どもや親が話を聞きながら、自分でどう行動するかですね。その時に学校に言ってもちっとも受け止めてくれなかったからって、教育委員会にバーンと行ってしまうのですよ。教育委員会から学校は「何、やってんだ」とこういう風になるのです。そういうルートでは解決できない問題がたくさんあるのですよね。第三者機関が例えば川西のようにやってくれたら、とてもいいなと思いました。だからそういうことを丁寧に説明していく必要があるのではないかなと思いました。

委員長 そうですね。PTAの時もそういう一方的に責めてくる親の代理人になって、オンブズマンがやって来るのではないかとということで戦々恐々としている雰囲気、校長先生などに見られましたですね。そうではなくて先生たちにもこんなにいいことがあって、かえって楽ですよという説明を、今のような事例に基づいて説明するときと分かってもらえると思うのですよね。川西のオンブズマン制度、条例を作ろうと言ったのは教育委員会なのですから。ですから教育委員会のためになる制度なのです、逆に、ここをもうちょっと解説の所で説明すれば、そういう反対をする人というのは分かってくれるのではないかなと思いますけどね。Hさん、今日のご発言がございませんけども、1つこの問題、みんな悩ましく語っているのご発言を1つ。

H委員 いえ、皆さんの意見、ああ、いい意見だなと。Pさんが言ったら、ああ、いいな。それぞれBさんが言ったら、なるほどなと思って今日は聞いておりました。私もあるに越したことはない。ここに2人も弁護士の先生がいらっしゃいますので、きっとオンブズマンとして手弁当でやって下さるのではないかなと思っております。将来的にはうまくいく、もう1人、市長もそういえば弁護士だったと思いながら。あと既存のそういう施設を充実させるということ。2本立てで、2本レ

ールでやっていただけたらよろしいのではないかと思います。

委員長 そうだね、やっぱりね。既存のものを否定するのではなくて、そこも充実させてという、ここですね。Cさん、まだご発言いただいてないように思いますが。

C委員 昨日、一昨日と今日と、今日ではでも皆さんの、この前はけっこう発言が何とというか、大変だったので、今日はたくさんの意見が聞けて良かったと思います。やはり市の機関以外の所に対することも出来るというところがもう大きいと思いますし、やはり十分に理解してもらうためにもっと考えて行きたいと思います。

委員長 はい。今日も6時になんなんとしておりますので、お願いしますよ。子どもの人権オンブズマンを作るべきではないかという、なんかそういう雰囲気になっているわけですが、あなたたちはどう思います？「そんなもの、いらねえや」と言われると困るのですけどもね。

Y委員 はい。あるに越したことはないです。

委員長 あって困るというものではないけども、もうちょっとあった方がいいというよな、何か積極的な感じというのはないですかね。Kさん、どう？

K委員 あるべきだと思います。

委員長 あるべきだという積極的な意見。どうしてあるべきなの？

K委員 やっぱりそういういろいろ不満のある子どもというか、いじめならいじめで、そういうのを受けている子は話を聞いてもらいたいというのがまず第一なのだけど、どうしていいかわからないという子どもが多分多くて、いじめられているのだけど、どうしていいかわからないみたいなの。だからこうするべきというか、そういう助言をしてもらえるのは一番いいことなのではないかと思うので、やっぱりあるべきだと思います。

委員長 Mさん、このオンブズの点についてちょっとご発言を。

M委員 私は現場の人間としたら、外から人が来るのか。何を言われるのだろう。そういう思いをするのはとても辛いと思います。私は今、中学生で、学校に行けなくなっている子どもを幼稚園で預かっているのですね。というのは親がうちの卒園児だったものですから、泣いてきて「どうしたらいいんだろう、心療内科に連れて行こうと思ったけど、2カ月待ちだと。それでどうしたらいいんだろう」ということで、子どもと一緒に話をしました。その結果、中学から先生が来るということになったのですけれども、なかなか来ません。もう担任の先生は今年初めて持った先生で、学年主任の先生と一緒に来るという話が2週間前にあったのですけれども、来ません。最後に電話がかかってきたのが「いつ行ったらいいんでしょうか」という話なのですね。私、忙しいから日にちを指定してあったのですけれども、もうそれをすっかりずらして、なかなか来ないのです。そのうちに子どもは幼稚園がすごく居心地がいいのですね。幼稚園に来て、自分のワークの勉強をしているのです。私はとりあえず、家からは出てくる、朝方の生活を今のうち

しておく、そして学校とつながりを持って、そこで学校に行けるようにしていきたいという風に段階を踏んでいたのですが、学校側となかなか連絡が取れないですね。私みたいな外の人間でも煙たいのに、他の、何か自分たちに問題があるからそういう風に来るのだと考えた時に、先生という立場では受入が悪いのだろうと思うのです。それを相談機関が「そうだね」と言って相談している中で、いろんな話が出てくるのは分かるのだけでも、それを通り越したところでオンブズマンが動いてしまってという風になると、ちょっときついものがあるのだろうと、受け側としては考えました。けれども子どもの側からすると、最終的にはそういう人を頼ればいいのかという風になると、いいのかなと。だから私は今まである相談機関が充実することによって、解決していく問題というのがたくさんになってほしいなという願望です。で、ここの所にオンブズマンと通るのが悪ければ、こういうことをする組織が必要であるということで、何年か後にそれを作るといってもいいのではないかなという気がしました。

委員長 ある時突然、オンブズマンから何かの連絡が入るというのではなくて、その前に現場でのいろいろな紛争めいたものがあって、現場の人たちが「いや、困ったな。どうしたらいいだろう」みたいな状況に多分なるのでしょね。そうでないと、ただ相談だけで、そんなオンブズマンが直接調査に来るなどということにはならないのだろうと思うのですよ。でも現場の正直なお気持ち、今、聞けたような気が致します。

S委員 すいません、もう1つ、いいですか。先ほどBさんも言ったように、そのオンブズマン、オンブズパーソン制度の位置付けというか、そこがどういう機能を果たすかというところがすごく重要なところで、例えば僕たちの所に電話が来た例で言うと、子どもから電話がかかってきて、「学校の先生って、子どもを叩いていいんですか」という電話がいきなり入ってきて、よくよく話を聞いていくと「よく叩かれる」という内容だった。「じゃあ、それを学校の先生に聞いてみていいかい」という話になって、学校に電話をかけると「お宅はどこ誰だ、何の権限で電話をかけてきたんだ」という話になるのですよ。「我々はこの相談機関で、こうだ」という話をすると、「そんな外部の人間を立ち入らせるわけにはいかない」という話になったりというのがあったり。例えば別で言うと親が「子どもがいじめられているのに、学校の先生が一生懸命取り合ってくれない」という話があって、電話をかけてきて、それで一生懸命「そうですよね、この先生、おかしいですよね」という同意を求めるような相談の仕方をする。で、そこでも我々が同意をしたら「こういう機関の先生も、あんたのこと、おかしいって言ってたよ」というバックボーンにしながら、後ろ盾にしながら言うていく可能性がある。そうすると我々はすごくそういう時の対応に苦慮するのですよ。オンブズパーソン制度というのがきちんと出来た時に、今のような利用のされ方、我々

の相談機関にかけているような利用のされ方、例えば「オンブズパーソンの人に訴えたら、その人もおかしいと言ったから、あんたの言っていることはおかしい」という利用のされ方をするような機関であるべきではないと思うのですよね。ですからその位置付けをきちんと議論して明確な形にした上で設立させないと、利用する側がどう利用するかというのが、何となくそこが混乱してしまうのではダメだろうなというのを、今話を聞いていてつくづく思いましたけど。

A副委員長 Sさん、それで今のお話の場合、弁護士が両方に立つという例というのはあるのですか。その噂にしていく、バックボーンにしていくというか、味方に付けていくという風に行動しないで、絶えず対等に引き合っていくような、そういうプロセスの例もあるんですか。

S委員 例えばその中でより状況を詳しく聞きたいので、「学校に直接連絡してもいいですか」ということで、我々が入っていく。「相談の方はこういう風に受け止めていますが、学校としてはどうしていますか」と間に入って、仲介するというのがほとんどでして。相談者側の全面的な意見を受け容れて、学校に対して「どうなっているんだ」という形で向き合っていて、学校を正すというようなスタイルにはならないですけども、やっぱり相談している人というのは自分だけではなくて、誰かが後ろにいてくれると力強いというのがあるので、ましてや弁護士さんになったら「弁護士の先生もいてくれるんだから」と相談する人はすごく心強いと思うのですが、間違った使い方をされると危険だなという気がします。

A副委員長 今のことが何か1つ、これから考えていかなくてはいけない問題の1つかなと。相手にも弁護士が立っているので、自分が一方的に有利だとか、不利だとかあって、そういう風に行動しないで、対等にやっているという感覚を実際に相談する人たちに持ってほしいという、これはエンパワーメントではなくて、自分の中を客観視するという行動だと思います。それと権利侵害、権利をお互いにぶつけた時に、お互いにとって権利侵害が進行する可能性があるという認識をすることが必要があると。それでパンフレットの所ですけども、オンブズマンのこの4つに折ったパンフレットの「ご希望があればオンブズマンが直接申立をお聞き致します。面談ではオンブズマンの調査を補佐する専門調査員も同席致します。調査員は民間人です」ということになっているようですが、こういう風にした場合の効果というか、メリットは何なのか。それから経済性を考えてこういう組織づくりをしたのかということ、やはり再評価して精査して、このオンブズマン制度が今我々が必要としているオンブズパーソンというものと、同質性を持ちうるかどうかという研究もしてほしいと思います。

委員長 はい、Oさん、ご発言をいただきましょうか。

O委員 これに関しては、高校生は子どもだから、このオンブズパーソンの意見がどうだということではまったくないと思いますけども、私の私的な見解としては今まで

のご意見をまとめれば必要であるべきだと。必要だと私は思います。それとこのオンブズパーソンという名称について、オンブズマン、オンブズパーソンというのはきっと日本語に直せば、行政監査官という制度。これにはたして子どもが親しみやすいものなのかという。オンブズパーソンと言われても。

委員長 そうなんだよ。子どもに向けてメッセージをする時に、子どもがフッと分かってくれるようなネーミングって大事ですよ。

O委員 だから結論として、もっと親しみやすくした方がいいのではないかと。

委員長 そうだね。何かいい名前、あるかい？

O委員 これはあとで考えることですけども、子ども委員会にちょっと振ってみてもいいかなと、案として。

委員長 いいね、それね。子どもの委員会で、よし、ちょっと議論してみようってやって下さいよ。振りますから、今。委員長権限で振ります。向こうも委員長だから。ちょっと考えましょう、それね。今の指摘ね、ありがとう。Qさん、ご発言を。

Q委員 私もオンブズパーソンは必要だと思っています。最初は実際こういう制度があったとして、子どもたちが本当にここに相談するだろうかとちょっと疑問に思っていて、すごくお金がかかるということも気になって、本当に必要なのだろうかと思いつつ聞いていたんですけども、実際に今ある相談機関とオンブズパーソンの違いというのが私も分かってきて、実際弁護士の先生たちが学校と相談者の子どもたちの間に入って、それで問題が解決したとか、そういう話を聞いているとただの相談機関だけでなく、こうした調査とか、調整とかが出来るという権限を持った機関というのも必要だなと思ったので、札幌市にもこういった制度が是非あった方がいいと思います。

委員長 さあ、ありがとうございます。だいたい皆さんにご発言をいただいて、これをどう現実化していくかについては、今25人ではないですけど、全員にご発言いただきましたけれども、いろんな心配なところ、課題が多々ありますけども、我々の総意としては、中間答申でも言っていますからね、このオンブズパーソンを導入すべきであるという方向で、最終答申はまとめていきたいと思いますが、なぜ必要なのかというあたりの解説、それにはちょっと力を入れて執筆しなければいけないということがよく分かりましたので、私も頑張りたいと思います。どうでしょうか。もうちょっと最終答申になるまでには揉んでいかなければいけませんけども、今日のところは5、6、7を一応みんな議論してということで、今日の段階での到達点はまたちょっとまとめる形にして、これから先は今度は3章、4章の権利のカタログですね。これをどうしていくかということで、まずワーキンググループの方でも詰めてまいりますけれども。次回は3月25日ですね。その時に特に3章、4章の点についてやりたいと思います。それでそれまでだいたい今日の、まだワーキンググループで3章、4章の所の議論はしていな

いですが、これ、資料として私の私案と、ワーキンググループの中での担当者を決めて検討してもらったのがこの真ん中の部分ですので、25日までにいろいろご意見があれば寄せて下さい。メールでもよろしいですし、何でしたらワーキンググループに「私、出かけていくわ」という方がいらっしゃれば、それはそれでありがたいです。そうやって限られた時間ですので、お互い意見を出し合っていていいものにしてまいりましょう。今日のところはこんなところで、課長、よろしいでしょうか。

事務局(課長) はい、そうですね。次回はワーキングは3月9日ですね。今度からワーキングは3月9日と15日と22日。9日と15日、今入っていますが、未来局のビルの6階の大会議室。未来局は3階ですけども、6階の方の大会議室になりますので、お間違えないようにお願いします。6時半からということですね。ただ次回、25日はWEST19のこちらで2時からという形ですね。今のところ。それから大変申し訳ございませんが、本日傍聴の方は資料、途中経過段階ですので、ちょっと回収させていただきたいと思っておりますので、ご協力の方よろしくお願い致します。

委員長 今日のところはこれで終わって行ってよろしいでしょうか。特にもう。何かありますか、皆さん。はい。

R委員 議論とちょっと関係ないんですけど、さっきKさんがおっしゃってくれたように、子どもが意見を言いやすいように席順を変えてほしいと言ったではないですか。せっかくの意見ですから、汲み取って。あと有識者なのに来ていないという人もいますけど、出来れば意見を聞きたいのでちょっと来ていただきたいなど。その辺をお願いします。

事務局(課長) 子ども委員の方と、それからワーキンググループをちょっとまとめた席順にしたいと思っております。

委員長 N先生の意見なども是非聞きたいので、お忙しい身の上だとは存じ上げているのですが、何とか一度お出でいただけないかということで。

事務局(課長) 再度というか、毎回お願いしているのですが、実は。もう一度お願い致します。

委員長 はい、13回の検討委員会、これで終わっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。